

資料4-1

令和5年度 入札・契約、総合評価の実施方針(案)

〔コンサルタント業務等〕

令和4年度の実施状況
令和5年度の実施方針(案)

令和5年2月28日



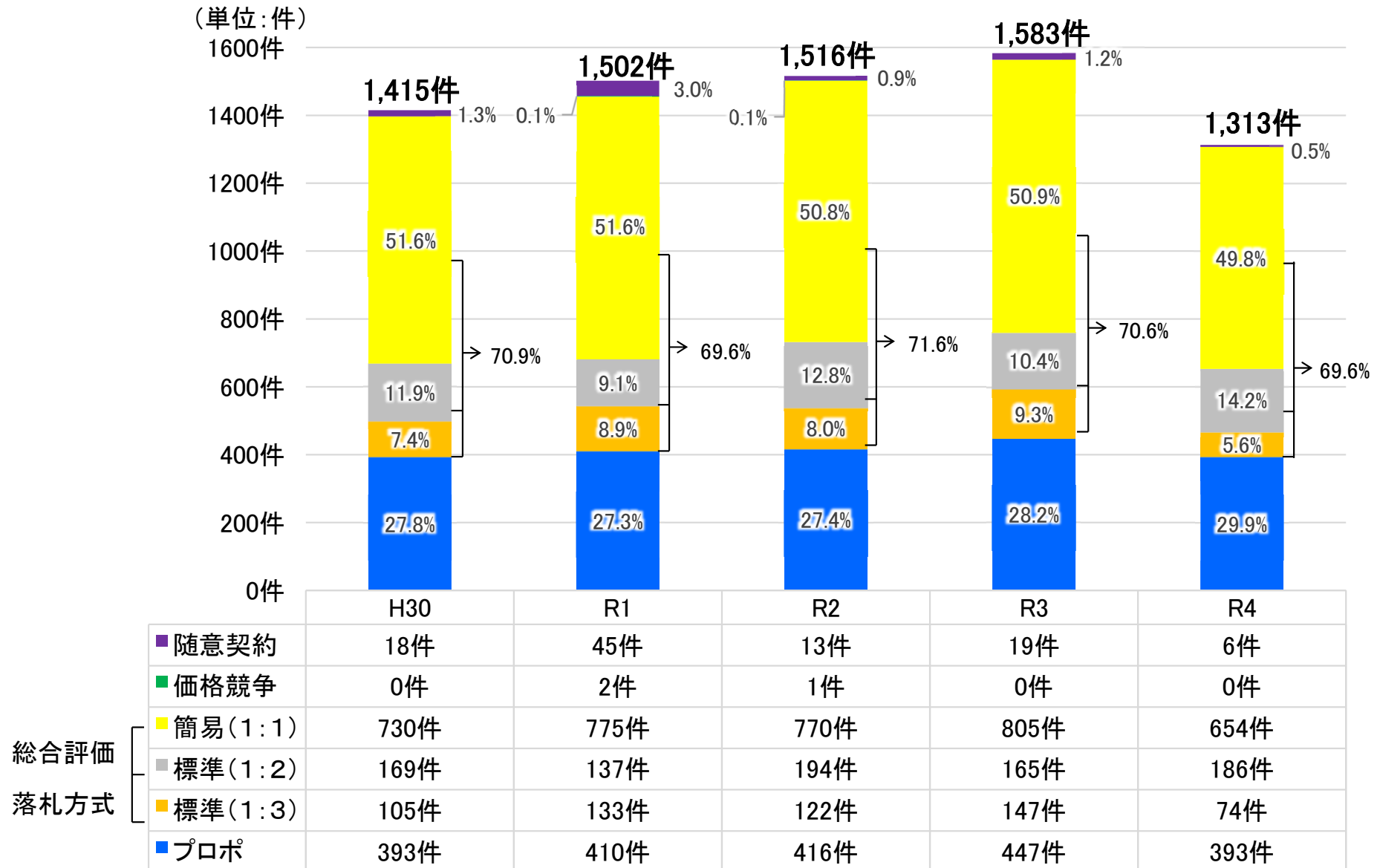
国土交通省 関東地方整備局

<令和4年度 実施状況>	2
<令和5年度 実施方針(案)>	
1. 入札・契約制度に関する動向と意見	13
2. 令和5年度 入札・契約手続きの実施方針(案)	17
品質確保と担い手の育成・確保	
○担い手(地元企業・若手技術者等)の育成・確保	24
見直し① 若手技術者の活用を評価【R5.8～】	
○技術力が十分発揮できる競争環境の確保	33
見直し② 発注者支援業務の評価見直し【R5.8～】	
○組合せ加点(国交省登録資格) R5試行方針(案) ..	34

< 令和4年度 実施状況 >

1-①コンサルタント業務等の契約件数の状況(契約方式別)

- 令和4年度の実施状況は、プロポーザル方式が約3割、総合評価落札方式が約7割で実施。
- 地整独自の取組で価格競争は災害復旧業務のみ活用、本省の発注方式選定表の価格競争方式を総合評価落札方式(簡易型1:1)で運用。

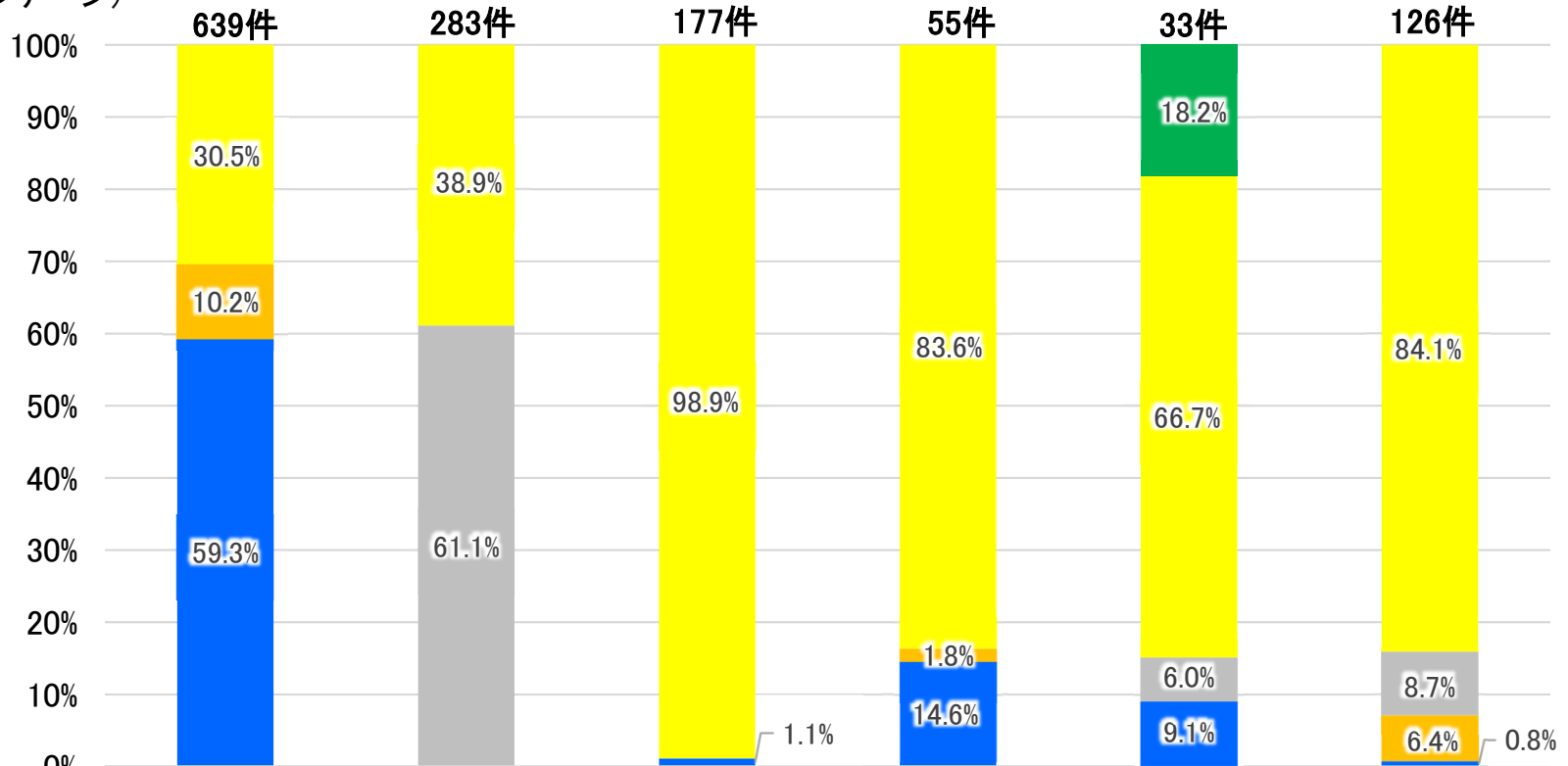


※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を除く。H30~R3年度は3月末時点。R4年度は、12月末時点

1-②令和4年度 コンサルタント業務等の契約件数の状況(5業種)

○土木コンサル(発注者支援除く)はプロポーザル方式約6割、総合評価落札方式約4割の割合で実施。
 ○その他の4業種は、総合評価落札方式の契約が多い傾向。

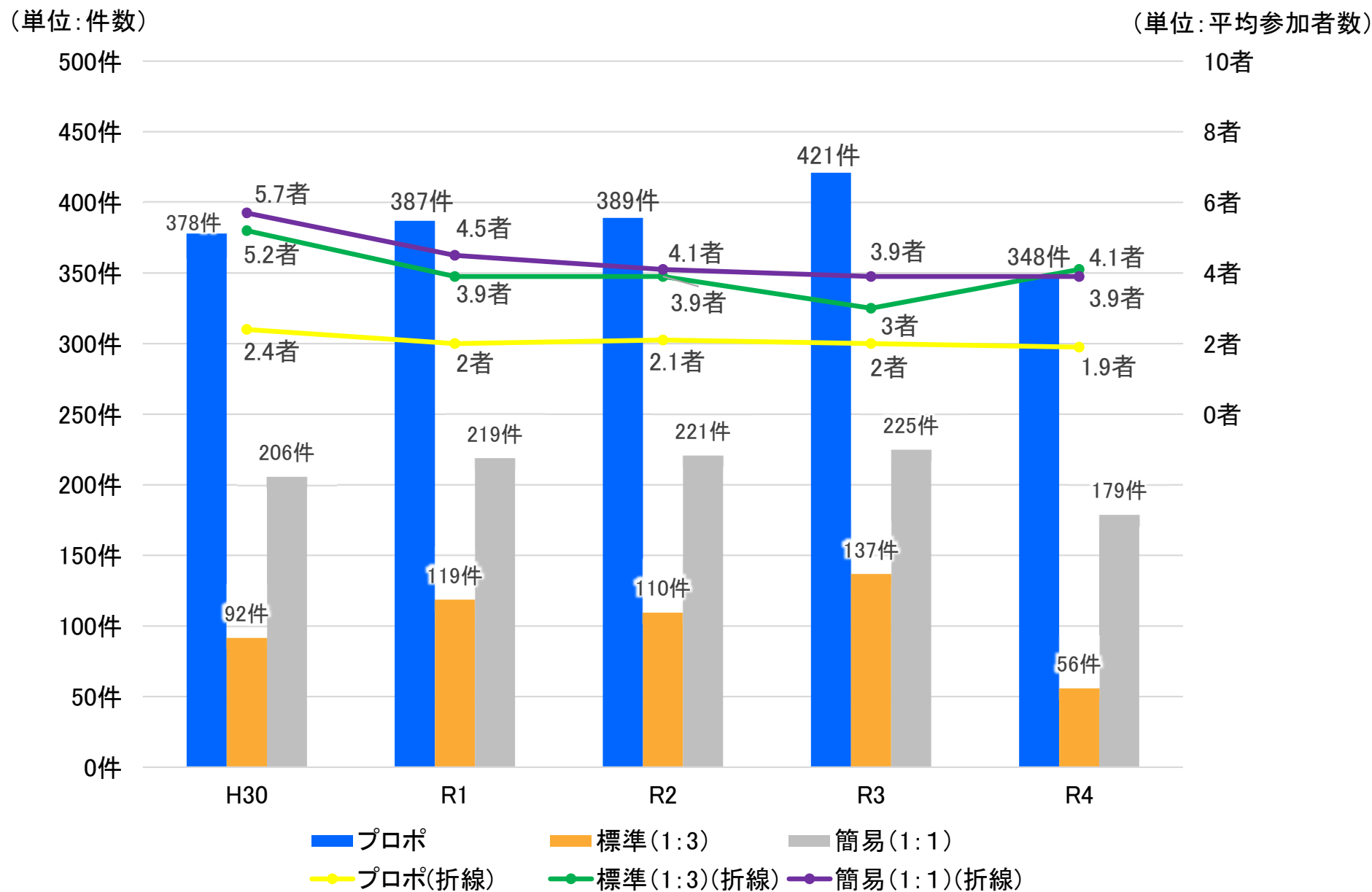
(単位:パーセンテージ)



		土木コンサル (発注者支援を 除く)	土木コンサル (発注者支援)	測量	地質	建築コンサル	補償コンサル
総合評価 落札方式	■ 随意契約	0件	0件	0件	0件	6件	0件
	■ 簡易(1:1)	195件	110件	175件	46件	22件	106件
	■ 標準(1:2)	0件	173件	0件	0件	2件	11件
	■ 標準(1:3)	65件	0件	0件	1件	0件	8件
	■ プロポ	379件	0件	2件	8件	3件	1件

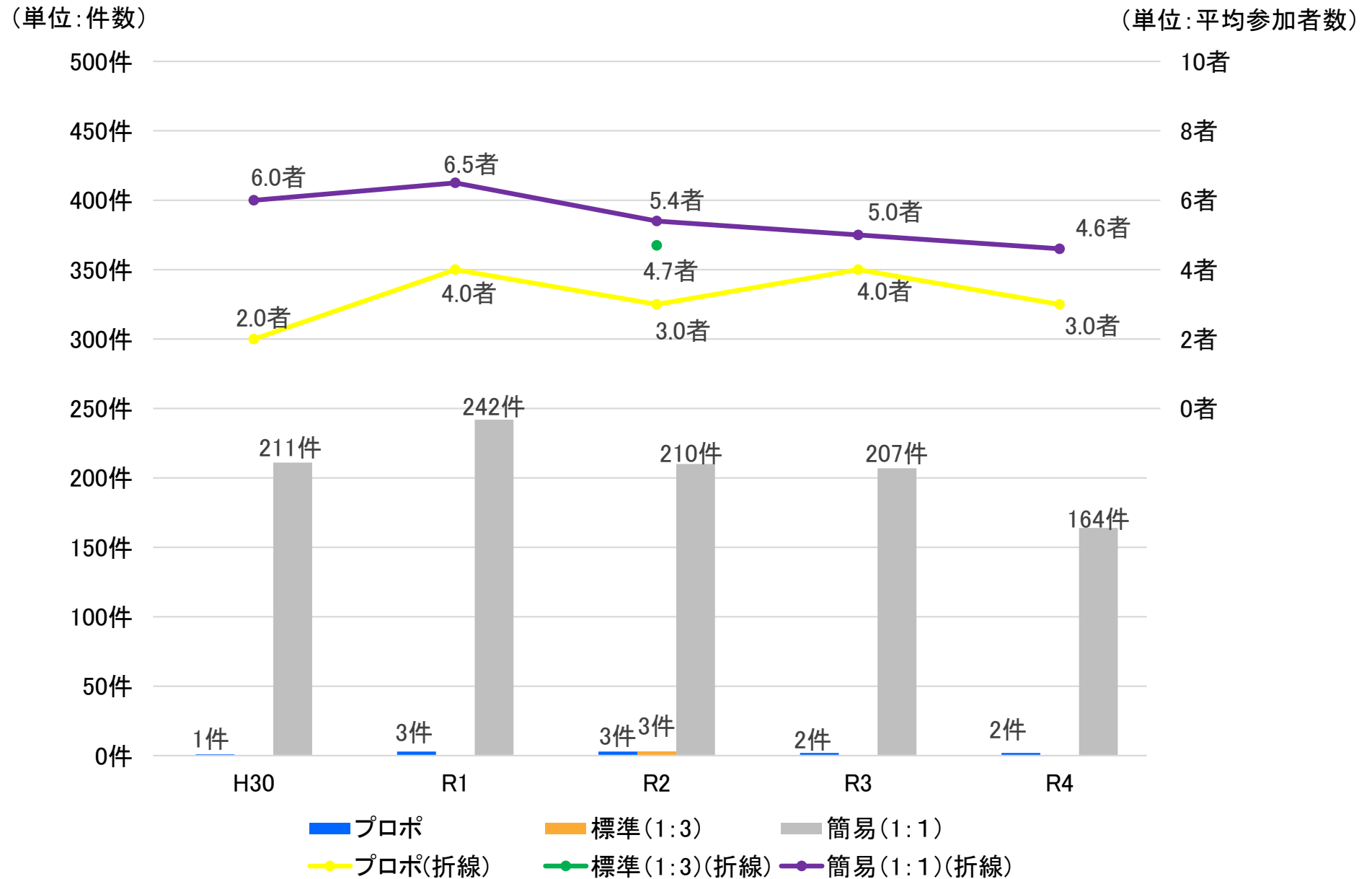
※ 予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を除く。12月末時点

○契約方式別ー土木コンサルー平均入札参加者数については、概ね横ばいで推移。



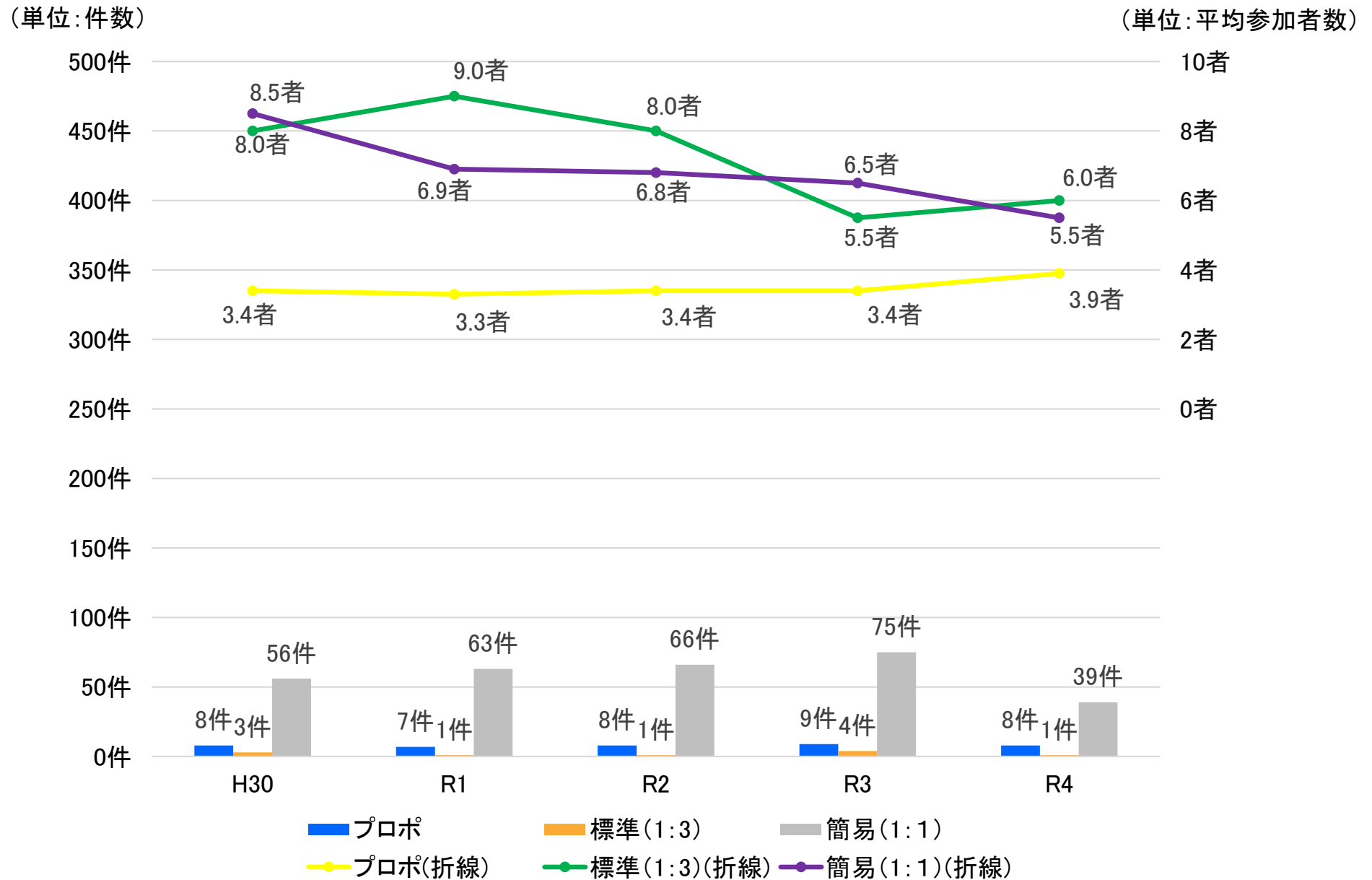
※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を除く。H30～R3年度は3月末時点。R4年度は、9月末時点

○契約方式別—測量—平均入札参加者数については、概ね横ばいで推移。



※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を除く。H30～R3年度は3月末時点。R4年度は、9月末時点

○契約方式別—地質—平均入札参加者数については、概ね横ばいで推移。



※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を除く。H30～R3年度は3月末時点。R4年度は、9月末時点

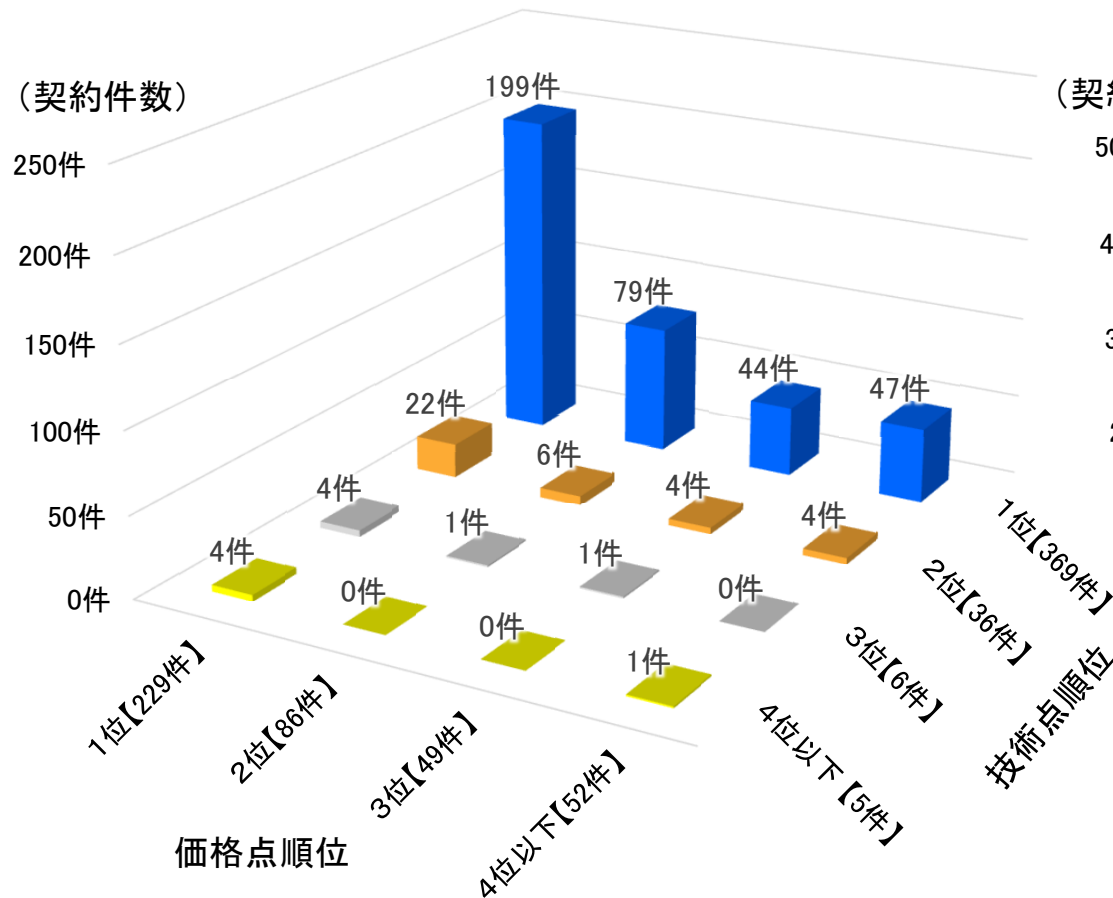
○総合評価落札方式 簡易型(1:1)

技術点1位の企業が落札者となる割合(約89%、369件/416件)は、価格点順位が1位の企業が落札者となる割合(約55%、229件/416件)を上回り、技術力を評価した落札結果となっている。

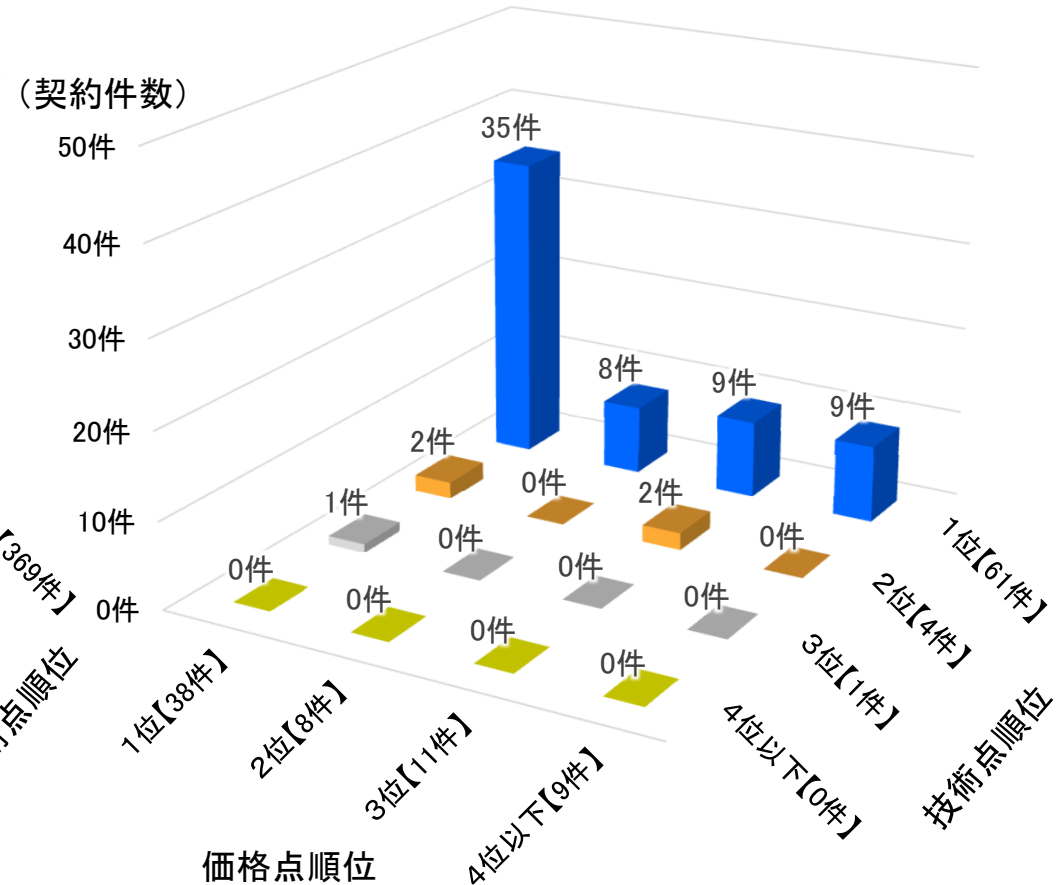
○総合評価落札方式 標準型(1:3)

技術点1位の企業が落札者となる割合(約92%、61件/66件)は、価格点順位が1位の企業が落札者となる割合(約58%、38件/66件)を上回り、技術力を評価した落札結果となっている。

【簡易型(1:1)】 契約件数416件



【標準型(1:3)】 契約件数66件



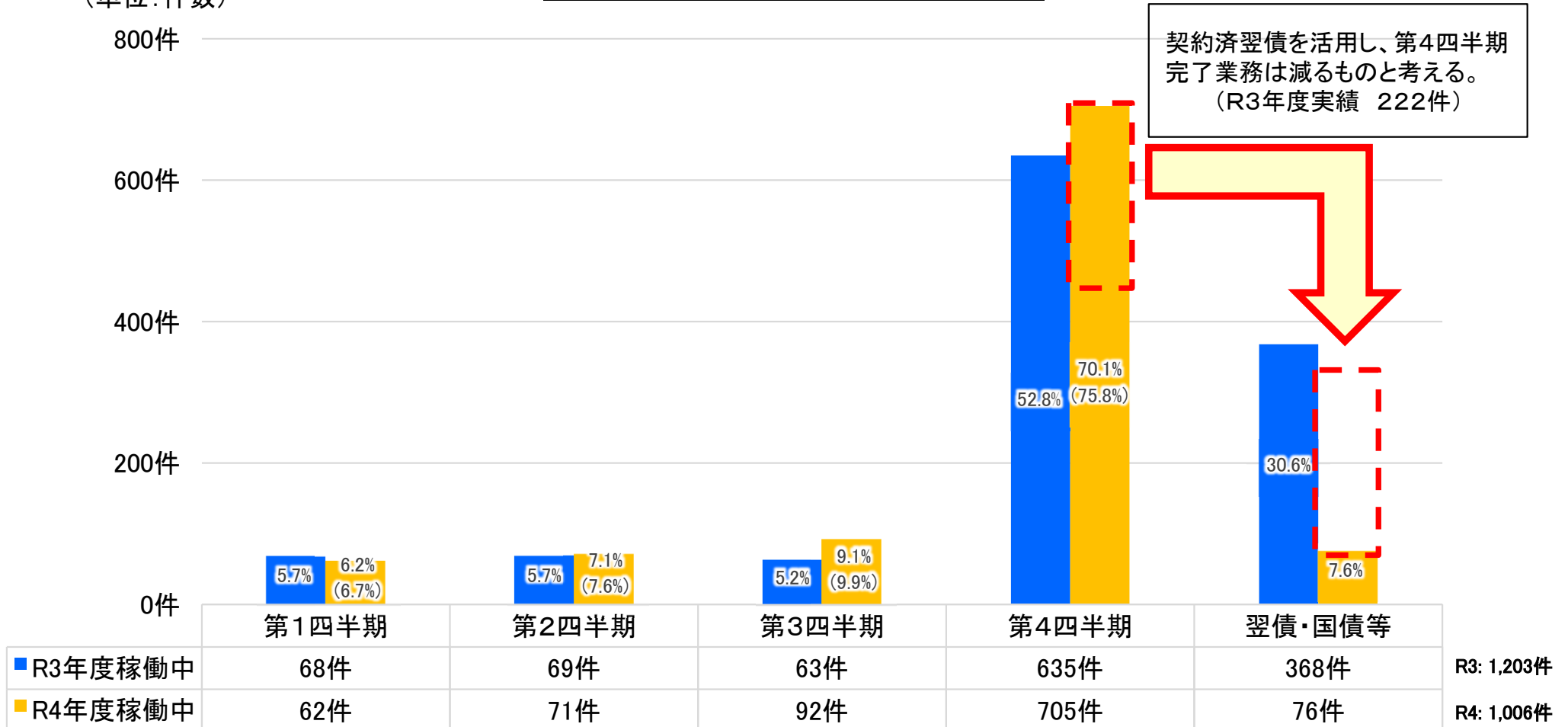
※入札参加者2者以上の土木コンサル(発注者支援業務除く)、測量、地質調査を対象
 予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を除く。R4年度は、12月末時点

1-⑦業務履行期限の平準化(地域平準化率)の状況

○第4四半期(1月～3月)を履行期限としている業務が50%以上と集中しており、目標未達成の状況。
 国債や契約前翌債等を活用し、業務履行期限の平準化を図る。
 令和4年度業務については、12月末時点の状況であるため、1月～3月に契約済翌債を活用し、第4四半期完了業務は減るものと考えられる。

各年度稼働中の業務(予定含む)

(単位:件数)



※R4年度稼働中の()は、翌債・国債等の数字を外数としたもの。関東地整の令和4年度平準化目標率
 (第1四半期15%以上、第2四半期25%以上、第3四半期25%以上、第4四半期35%以下、翌債・国債等25%以上)

※土木コンサル、測量、地質調査を対象(通年業務、発注者支援等及び港湾空港を除く)
 予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。R3年度は3月末時点。R4年度は、12月末時点

○概要: 関東地方整備局発注業務の受注実績が無いことにより参入が困難であった新規参入者の参入を促し、次回の業務参入にあたっての実績として活用してもらうことにより、継続的な業務の担い手企業の裾野を広げることを期待し、新規参入者の増加による不調対策を図る。【令和4年8月から試行】 ※資料3-2 P12~14参照

○北首都国道事務所 及び 常陸河川国道事務所にて、総合評価落札方式(簡易型1:1)実施能力評価拡大型を関東地方整備局発注業務において、手続きを開始した。

国土交通省 関東地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau.

Press Release

令和4年12月8日
国土交通省関東地方整備局
北首都国道事務所

実施能力評価拡大型による業務発注を試行します

～北首都国道事務所として初めての試行～

北首都国道事務所において道路台帳作成の業務発注を行います。
本業務では関東地方整備局発注業務の受注実績が無い企業の参入機会の確保及び不調対策を目的として、総合評価落札方式(簡易型1:1)実施能力評価拡大型を試行します。

関東地方整備局発注業務の受注実績が無い企業の参入機会の確保及び不調対策を目的として、企業・技術者の実績評価を緩和し、技術的課題を評価する「総合評価落札方式(簡易型1:1)実施能力評価拡大型※」を北首都国道事務所発注する4本の道路台帳作成業務について試行します。

業務名:

1. R4国道468号圏央道久喜地区外道路台帳作成(その4)業務
2. R4国道468号圏央道久喜地区外道路台帳作成(その5)業務
3. R4国道468号圏央道久喜地区外道路台帳作成(その6)業務
4. R4国道468号圏央道白岡地区外道路台帳作成(その2)業務

※「実施能力を評価した選定(実施能力評価拡大型)」
総合評価落札方式(簡易型1:1)で発注する業務のうち、関東地方整備局発注業務の受注実績が無いことにより参入が困難であった新規参入者の参入を促し、次回の業務参入にあたっての実績として活用してもらうことにより、継続的な業務の担い手企業の裾野を広げることを期待し、新規参入者の増加による不調対策を図るものです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、埼玉県政記者クラブ、茨城県政記者クラブ、さいたま市政記者クラブ

<問い合わせ先>
関東地方整備局 北首都国道事務所
電話: 048-942-4041(代表) FAX: 048-942-0826
副所長 川路 隆之(かわじ たかゆき)(内線: 204)
工務課 課長 木島 久仁男(きじま くにお)(内線: 411)

国土交通省 関東地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau.

Press Release

令和4年12月23日
国土交通省関東地方整備局
常陸河川国道事務所

実施能力評価拡大型による業務発注を試行します

～土木コンサルタント業務で初めての業務発注の試行～

常陸河川国道事務所において交差点設計(一般)の業務発注を行います。
本業務では、関東地方整備局発注業務の受注実績が無い企業の参入機会の確保及び不調対策を目的として、総合評価落札方式(簡易型1:1)実施能力評価拡大型を試行します。

公表する情報として業務については、「総合評価落札方式(簡易型1:1)実施能力評価拡大型」です。

業務発注において、関東地方整備局発注業務の受注実績が無い企業の参入機会の確保及び不調対策を目的として、企業・技術者の実績評価を緩和し、技術的課題を評価する評価方法を常陸河川国道事務所発注する「R4常陸河川国道管内交通安全施設等設計業務」について試行します。

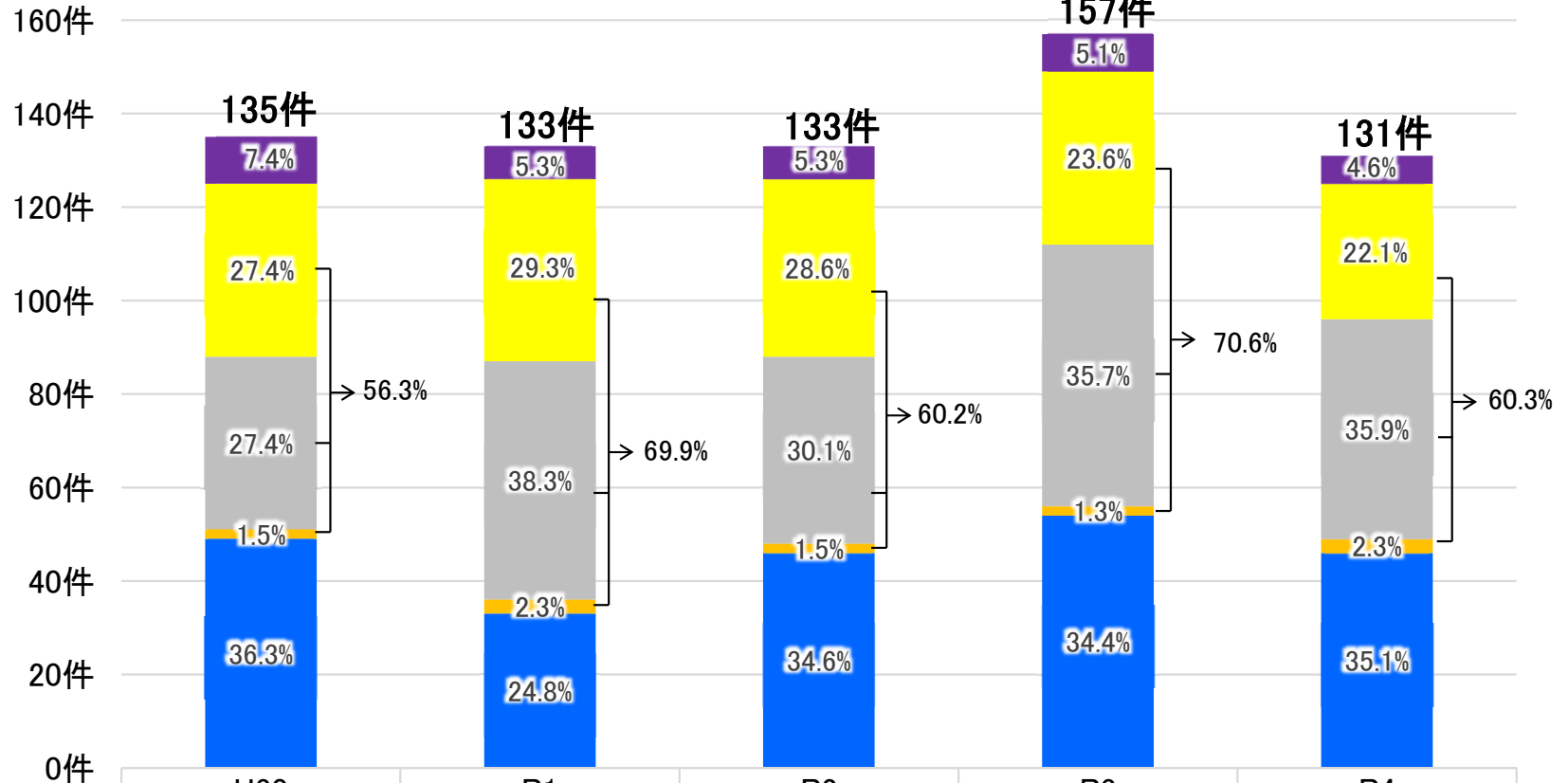
「実施能力を評価した選定(実施能力評価拡大型)」
総合評価落札方式(簡易型1:1)で発注する業務のうち、関東地方整備局発注業務の受注実績が無いことにより参入が困難であった新規参入者の参入を促し、次回の業務参入にあたっての実績として活用してもらうことにより、継続的な業務の担い手企業の裾野を広げることを期待し、新規参入者の増加による不調対策を図るものです。

<発表記者クラブ> 茨城県政記者クラブ、竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会

<問い合わせ先>
関東地方整備局 常陸河川国道事務所
電話: 029-240-4061(代表) FAX: 029-240-4081
副所長(道路) 高橋 哲(たかはし さとし)(内線: 205)
管理第二課長 小澤 秀之(おざわ ひでゆき)(内線: 441)

○令和4年度の実施状況は、プロポーザル方式が約4割、総合評価落札方式が約6割で実施。

(単位:件)



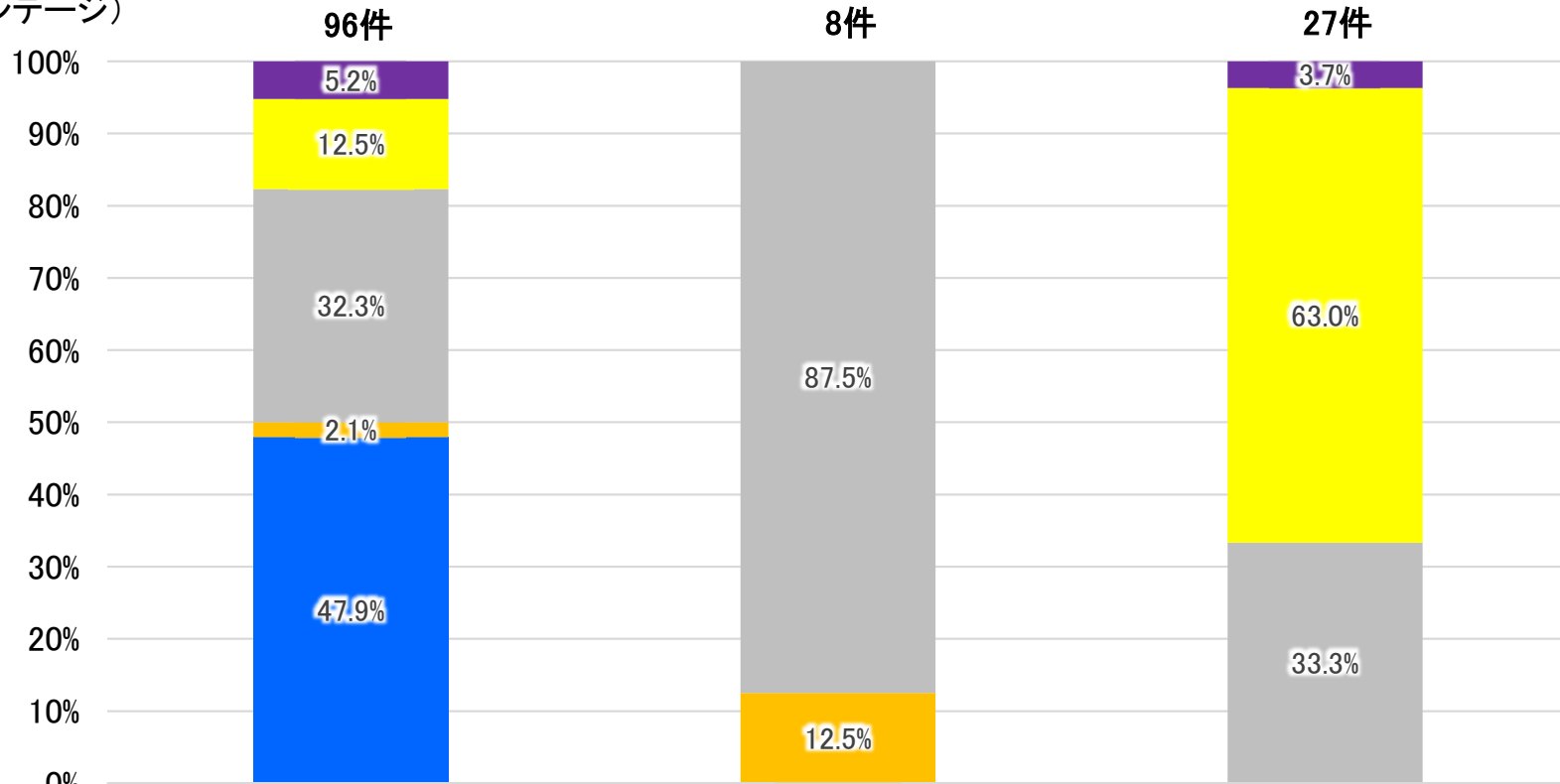
総合評価
落札方式

	H30	R1	R2	R3	R4
■ 随意契約	10件	7件	7件	8件	6件
■ 価格競争	0件	0件	0件	0件	0件
■ 簡易(1:1)	37件	39件	38件	37件	29件
■ 標準(1:2)	37件	51件	40件	56件	47件
■ 標準(1:3)	2件	3件	2件	2件	3件
■ プロポーザル	49件	33件	46件	54件	46件

※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港のみ。H30～R3年度は3月末時点。R4年度は、12月末時点

○建設コンサル(発注者支援除く)はプロポーザル方式約5割、総合評価落札方式約5割の割合で実施。
 ○その他業種は、総合評価落札方式の契約が多い傾向。

(単位:パーセンテージ)



		建設コンサル (発注者支援を除く)	建設コンサル (発注者支援)	測量・調査
総合評価 落札方式	随意契約	5件	0件	1件
	価格競争	0件	0件	0件
	簡易(1:1)	12件	0件	17件
	標準(1:2)	31件	7件	9件
	標準(1:3)	2件	1件	0件
	プロポ	46件	0件	0件

※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港のみ。12月末時点

＜令和5年度 実施方針(案)＞

1. 入札・契約制度に関する動向と意見

○労働基準法の改正、施行(平成31年4月)

・今般働き方改革の一環として労働基準法が改正され、時間外労働の上限が法律に規定

○「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」の公布・施行(令和元年6月)

・公共工事に関する調査等(測量、地質調査その他の調査(点検及び診断を含む。))及び設計)について広く本法律の対象として位置付け
・災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備 など

○改正品確法を踏まえた「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の改正(令和2年1月)

・都道府県や市区町村を含む全ての公共工事の発注者が適切に発注関係事務を運用し、品確法に定められた発注者としての責務を果たす

○改正品確法の理念を実現するため「全国統一指標、関東ブロック独自指標の目標値」決定(令和2年12月)

・測量、調査及び設計(業務)の指標

全国指標 : ①地域平準化率(履行期限の分散)、②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

関東ブロック独自指標 : ③ウィークリースタンスの実施(履行状況の確認)

○品確法改正を踏まえた「全国統一指標、関東ブロック指標」のフォローアップを実施(令和4年10月)

■ 業団体等からの主な意見(令和4年度)

○若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成のための入札・契約制度の継続

○継続教育取組実績を入札・契約制度での適切な運用

○履行期限(納期)の平準化と履行期間の確保

○地域企業の技術力・品質向上が期待できる入札契約制度の推進

○入札公告時の条件明示チェックシート提示の試行拡大

○DX推進による業務効率化の促進「ASP」など

■ 発注者の取組

○多様な技術者の活用・育成のため入札・契約制度の継続

○地域平準化率(履行期限の分散)

○地域企業の参入機会の確保、不調対策を目的とした業務の試行を運用開始

○条件明示チェックシートのフォローアップ

○業務におけるASPの活用を促進



令和5年度入札・契約、総合評価の実施方針に反映

ポイント

○担い手確保・育成、継続教育の取組

○働き方改革・WLBの推進・拡大

3-②入札・契約制度に関する取組の実施状況

施策・取組の目的	名称	概要	令和4年度の取組状況	令和5年度の対応
働き方改革 (受発注者の負担軽減、事務手続きの効率化)	技術者評価重視型	評価テーマを設定せず、配置予定技術者の「業務成績」、技術提案の「実施方針」を重視して評価する方式。(ヒアリングも省略)	試行実施中	継続
	総合評価落札方式 (簡易型1:1) 実施能力評価型	技術提案書の記載内容(実施方針、技術提案等)を簡素化して評価する方式。	試行実施中	継続
	拡大型プロポーザル方式	参加表明書と技術提案を同時に提出させ、審査を特定段階の1段階とする方式。	試行実施中	継続
担い手確保	総合評価落札方式 (簡易型1:1) 実施能力評価拡大型	受注実績が無い企業の参入機会の確保及び不調対策を目的として、企業・技術者の実績評価を緩和し技術的課題を評価する方式。	試行実施中	継続
	自治体等の受注実績を評価する試行	自治体実績を直轄実績と同様に評価したり、企業・技術者評価の影響を緩和し、実績のない(少ない)地域企業の入札参入を促す方式。	試行実施中	継続
	災害協定等に基づく活動実績の評価	災害時の活動実績等の地域貢献を評価し、地域企業の技術力向上と参入機会の確保を促す方式。	試行実施中	継続
	地域要件の設定 (本店縛り)	企業の本店を一定地域内に有することを参加要件としたり、当該地整の業務成績を優位に評価し、地域企業の参入・受注機会を確保する方式。	試行実施中	継続
	拡大型プロポーザル方式の実績要件緩和	実績が少ない業務でより高い技術力を有する企業の参加を促すことを目的として、「同種・類似業務実績」に代えて、評価テーマの技術提案の内容を裏付ける「技術的経験」を求める方式。	試行実施中	継続
	若手技術者の活用を評価	若手技術者の育成を目的として、配置技術者の年齢が一定年齢以下場合に加点評価する方式。	試行実施中	継続 (評価を見直し)
その他 (技術力・生産性・品質向上)	継続教育取組実績の評価 (発注者支援業務)	市場化テストも終了し、発注者支援業務等の品質確保の観点から、継続教育を行い技術の研鑽に取り組んでいる管理技術者について継続教育取組実績CPDの取得状況に加点評価。	—	CPDを追加し、 評価項目を見直し
	組合せ加点 (国土交通省登録資格)	技術士・博士の資格に、業務内容に応じて高い専門力を有する「国土交通省登録資格」と組合せて加点する試行を実施。(本省試行)	業務適用を検討	継続 点検業務等で、 組合せ加点を実施
	賃上げを実施する企業に対する加点措置	「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を入札参加者から提出を受けたことをもって評価。	運用中	継続

《主な意見》	《取組状況》
■働き方改革、担い手確保・育成	
◇履行期限(納期)の平準化と履行期間の確保	履行期限の平準化については、努めているところ。履行期間についても、適切に設定して実施の徹底を 図っているところ。
◇実施結果を踏まえたワークライフバランス改善取組を継続 (「ウィークリースタンス」の取組)	「ウィークリースタンス」は、対象を全ての業務に拡大しているところ。
◇若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成のための入札・契約制度の継続	若手・女性・シニアなど多様な技術者の活用・育成のための入札・契約制度の継続しているところ。 若手技術者の活用の取組を今回、見直し。
◇遠隔臨場の更なる活用推進	受発注者の働き方改革、生産性向上に向けた取組を推進しているところ。
■技術力による選定	
◇業務内容に応じた適切な発注方式の選定、運用・改善	業務内容に応じた、適切な発注方式選定に努めているところ。
◇発注者支援業務に継続教育取組実績を入札・契約制度での適切な運用	配置予定管理技術者の継続教育取組実績を総合評価の評価項目を見直し。
■地元業者の活用	
◇地域企業の技術力・品質向上が期待できる入札契約制度の推進	受注実績が無い企業の参入機会の確保、不調対策を目的として、業務の試行を運用開始。
◇地元業者を「本店」とする地理的条件の設定及び活用	競争性(競争参加可能者数)が十分確保されるよう設定を行い、発注しているところ。
◇三次元データによる測量業務の管内測量業者への発注	業務特性・内容、業務規模等で、競争性(競争参加可能者数)が十分確保されるよう設定を行い、適切な測量範囲で発注をしているところ。
■品質の確保・向上	
◇入札公告時の条件明示チェックシート提示の試行拡大	引き続き入札公告時に条件明示チェックシート提示する試行を実施していくところ。
◇詳細設計における各工種の設計目的・設計条件・成果内容の明確化と適切な費用計上(指定仮設・任意仮設)	「土木設計業務等変更ガイドライン補足資料」に指定仮設・任意仮設の取扱に関する具体的な設計変更事例を追加予定。
◇建設事業各段階における地質リスク調査検討業務の継続的な発注及び多岐事業分野への展開	地質・地盤に関わる不確実性の影響により事業への影響が大きいと見込まれる場合は、適切に業務を実施していくところ。
◇建設事業各段階での地盤情報の取得・更新・伝達を目的とする、三次元地質モデル最適化のための地質調査検討業務の発注	受発注者双方の業務効率化・高度化が図られることから、測量・地質調査段階から3次元データを作成・活用を行うことを位置づけているところ。
■DXの推進	
◇DX推進による業務効率化の促進として、「電子入札システム」「ASP」等を積極的活用による書類の電子化」「手続きの簡素化」「情報の共有化」「移動等の時間短縮」「事業・業務の情報等に関する電子化」の促進	業務におけるASPの活用を促進しているところ。過年度からプロポ総審査段階の閲覧資料のPDFデータのクラウドサービスを使ったダウンロード等、業務効率化に取り組んでいるところ。
◇発注者側のi-con及びBIM/CIMに関する目的や内容の認識・技術力向上及び技術的な側面での充実・改善	受発注者双方でBIM/CIMに関する認識・技術力向上に努めているところ。
◇インフラ各分野における三次元デジタルデータの整備促進	BIM/CIMを活用することで、受発注者双方の業務効率化・高度化が図られることから測量・地質調査段階から3次元データの作成・活用を行うことを位置づけているところ。
◇BIM/CIM推進に向けた双方による勉強会・意見交換会の開催継続	引き続き、BIM/CIMに関する勉強会等による連携を行う。
■その他	
◇広域(複数の発注者)にまたがる災害対応マネジメントに対する受発注者協働での支援体制・仕組みの整備・充実	災害時における業務の一時中止や工期延期等について引き続き適切に対応しているところ。

2. 令和5年度 入札・契約手続きの実施方針(案)

入札方式(落札者の決定方法)

技術競争

技術提案内容のヒアリングにより
技術的に最適な者を特定し、
随意契約

価格+技術

総合評価落札方式

価格評価点+技術評価点
の最も高い者と契約

価格競争

最低価格をもって 入札
した者と契約

公募

公募型プロポーザル

簡易公募型プロポーザル

発注者より参加要件
を提示し参加希望者
を募る

公募型競争入札
(総合評価落札方式)

簡易公募型競争入札
(総合評価落札方式)

公募型競争入札

簡易公募型競争入札

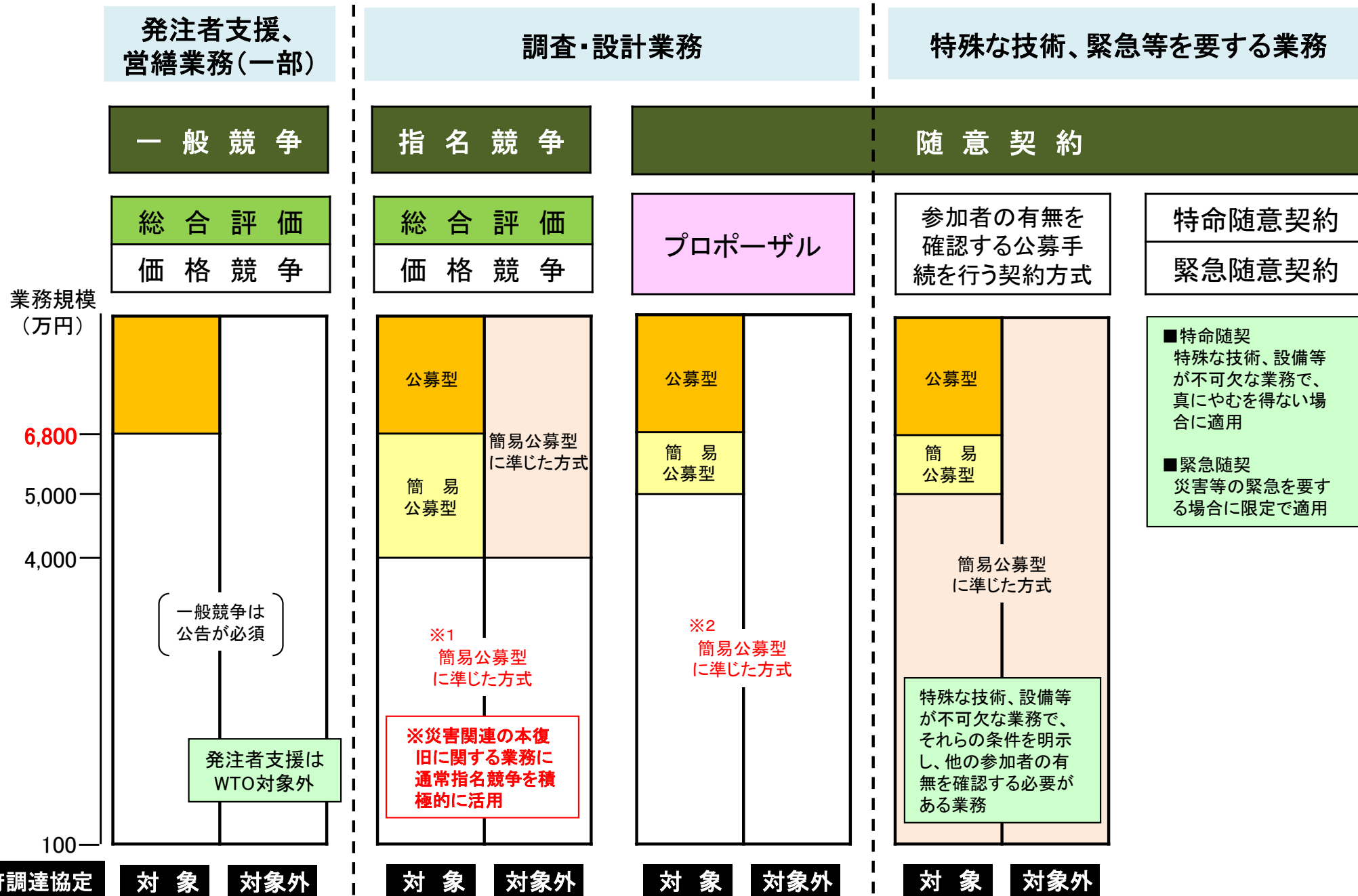
指名・要請

標準プロポーザル
(関東地整では適用
していない。)

発注者において業者
を選定

通常指名競争入札
(災害復旧関連業務は、
積極的に活用)

参加者の募集方法

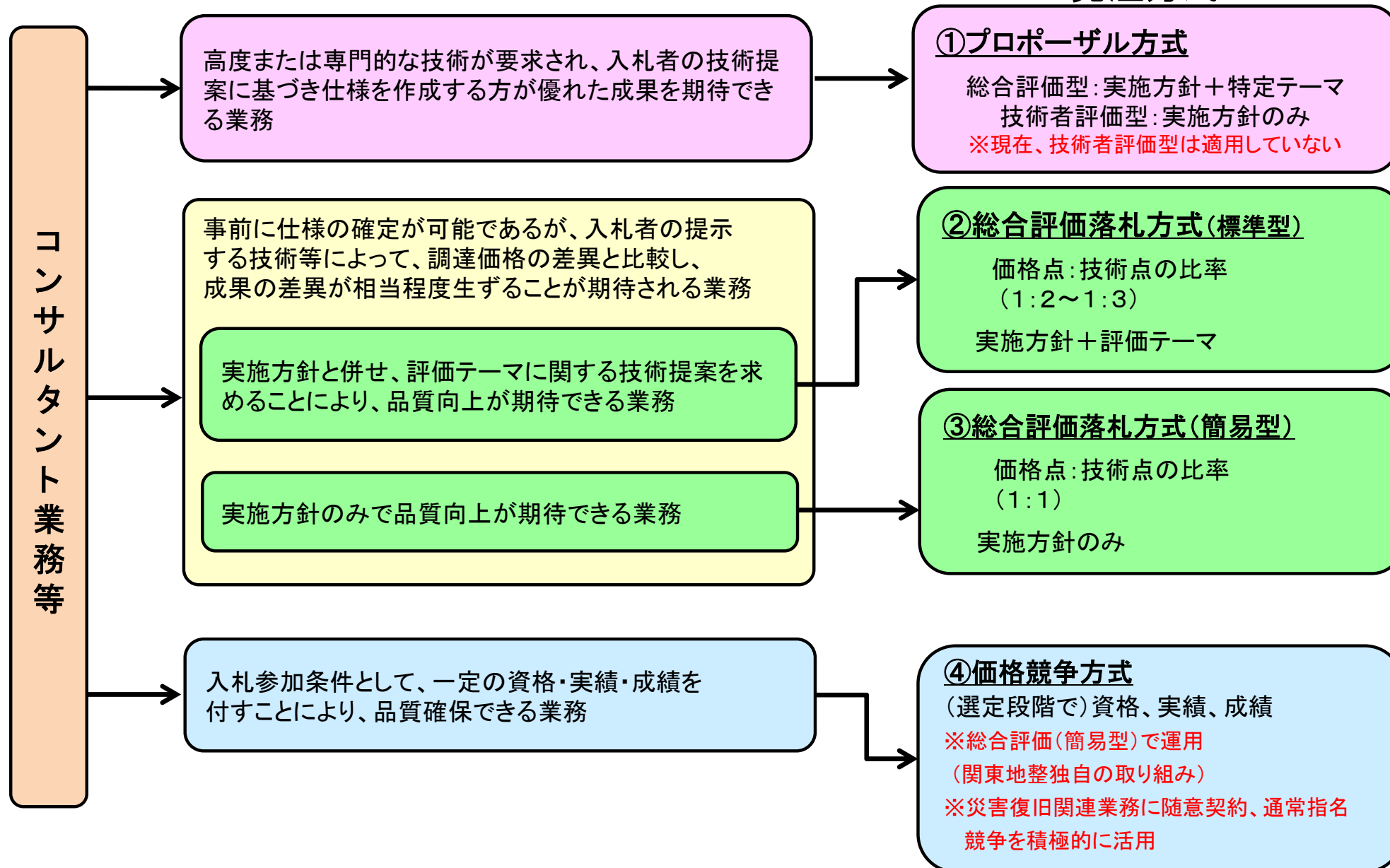


: 官報告示

※1 : 基本は「通常指名」であるが、H18年度より「簡易公募型に準じた方式」で運用(関東地整独自)
 ※2 : 基本は「標準プロポ」であるが、H18年度より「簡易公募型に準じた方式」で運用(関東地整独自)

選定フロー

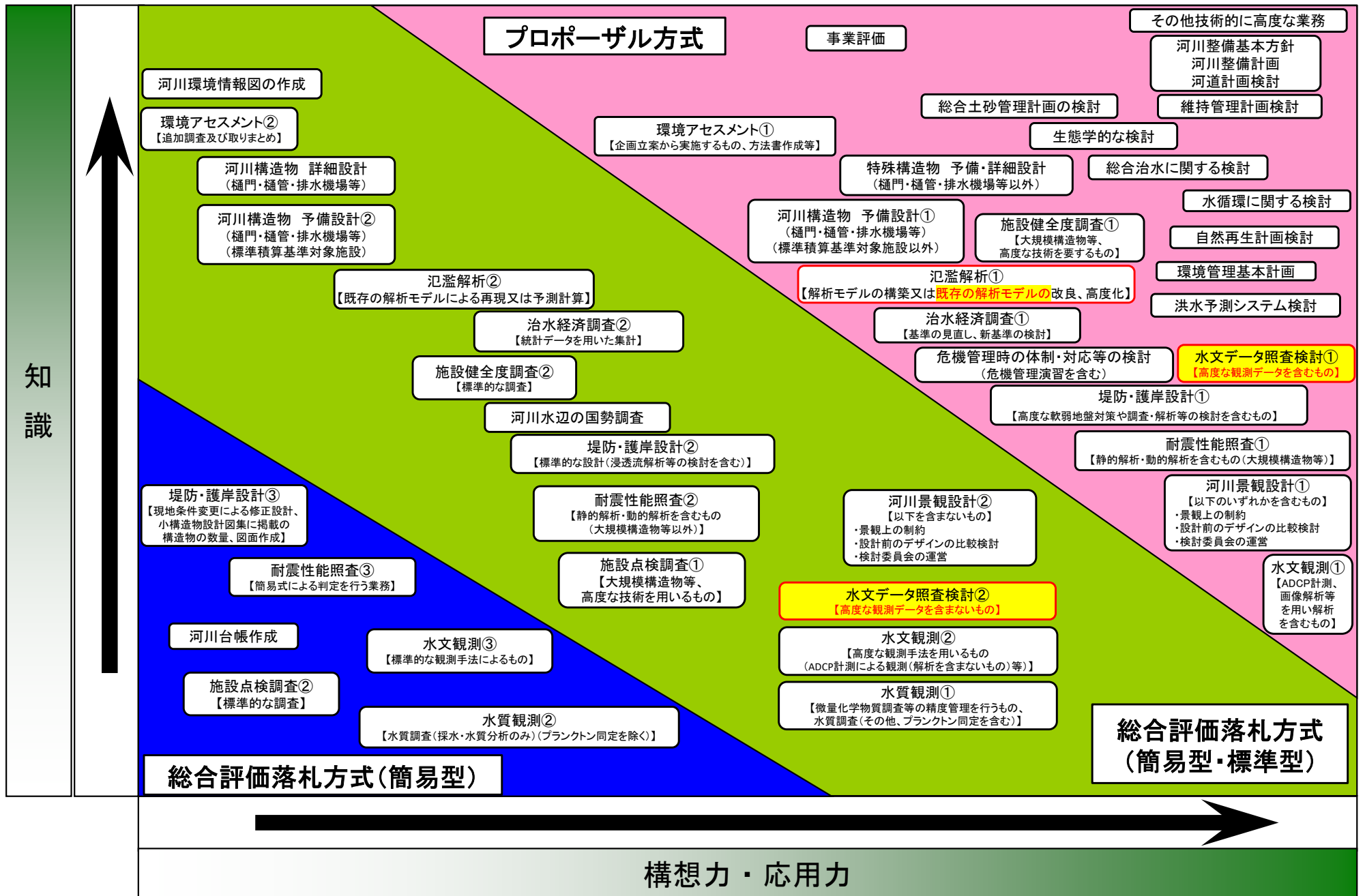
発注方式



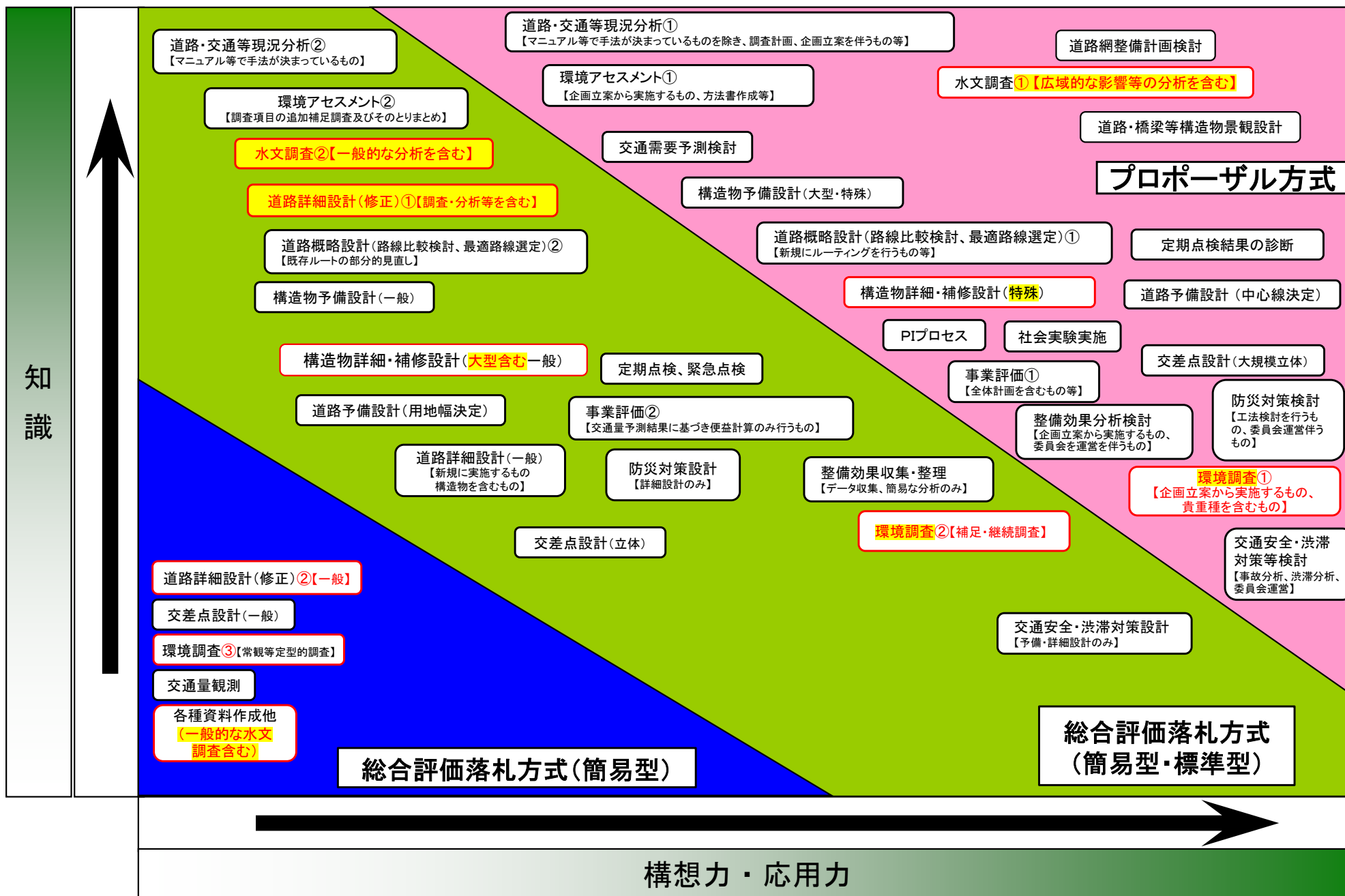
※発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 業務・マネジメント部会(令和4年度第1回) 資料から加筆修正

関東地方整備局では、本省が示す価格競争方式を総合評価落札方式(簡易型)で運用

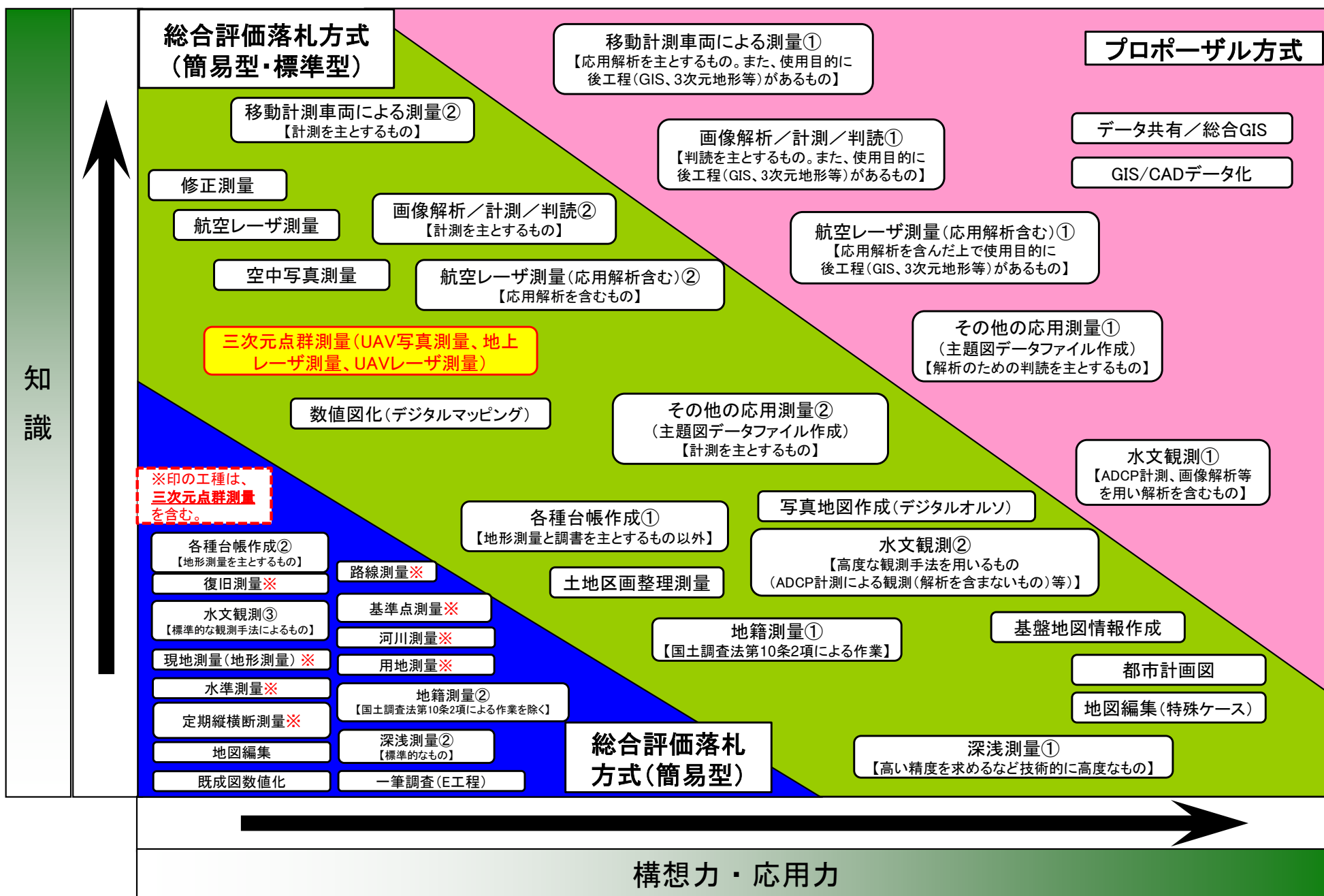
※協議調整、地元説明、厳しい施工条件での設計等、業務の特性を考慮の上、プロポーザル方式の選定も検討する。



※発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 業務・マネジメント部会(令和4年度第1回) 資料から加筆修正
 関東地方整備局では、本省が示す価格競争方式を総合評価落札方式(簡易型)で運用



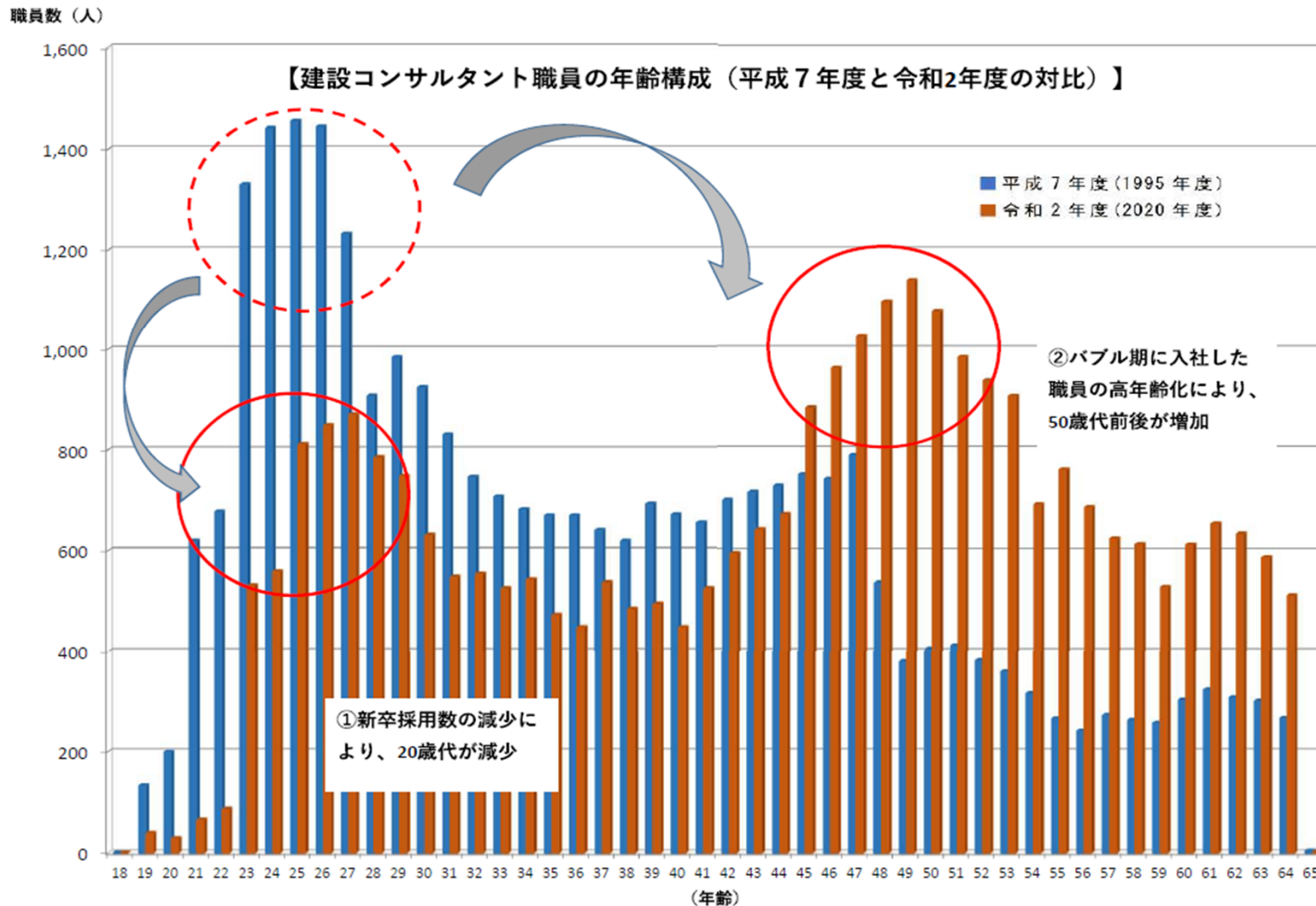
※発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 業務・マネジメント部会(令和4年度第1回) 資料から加筆修正
 関東地方整備局では、本省が示す価格競争方式を総合評価落札方式(簡易型)で運用



※発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 業務・マネジメント部会(令和4年度第1回) 資料から加筆修正
関東地方整備局では、本省が示す価格競争方式を総合評価落札方式(簡易型)で運用

○建設コンサルタントに所属する職員の年齢別構成から、人数の最も多い年齢は、平成7年度(1995年度)が24歳から26歳であったのに対し、令和2年度(2020年度)では48歳から50歳が最も多くなり、高齢化が進んでいる業界となっている。

○特に45歳未満が少ない傾向となっており、担い手の確保が課題である。



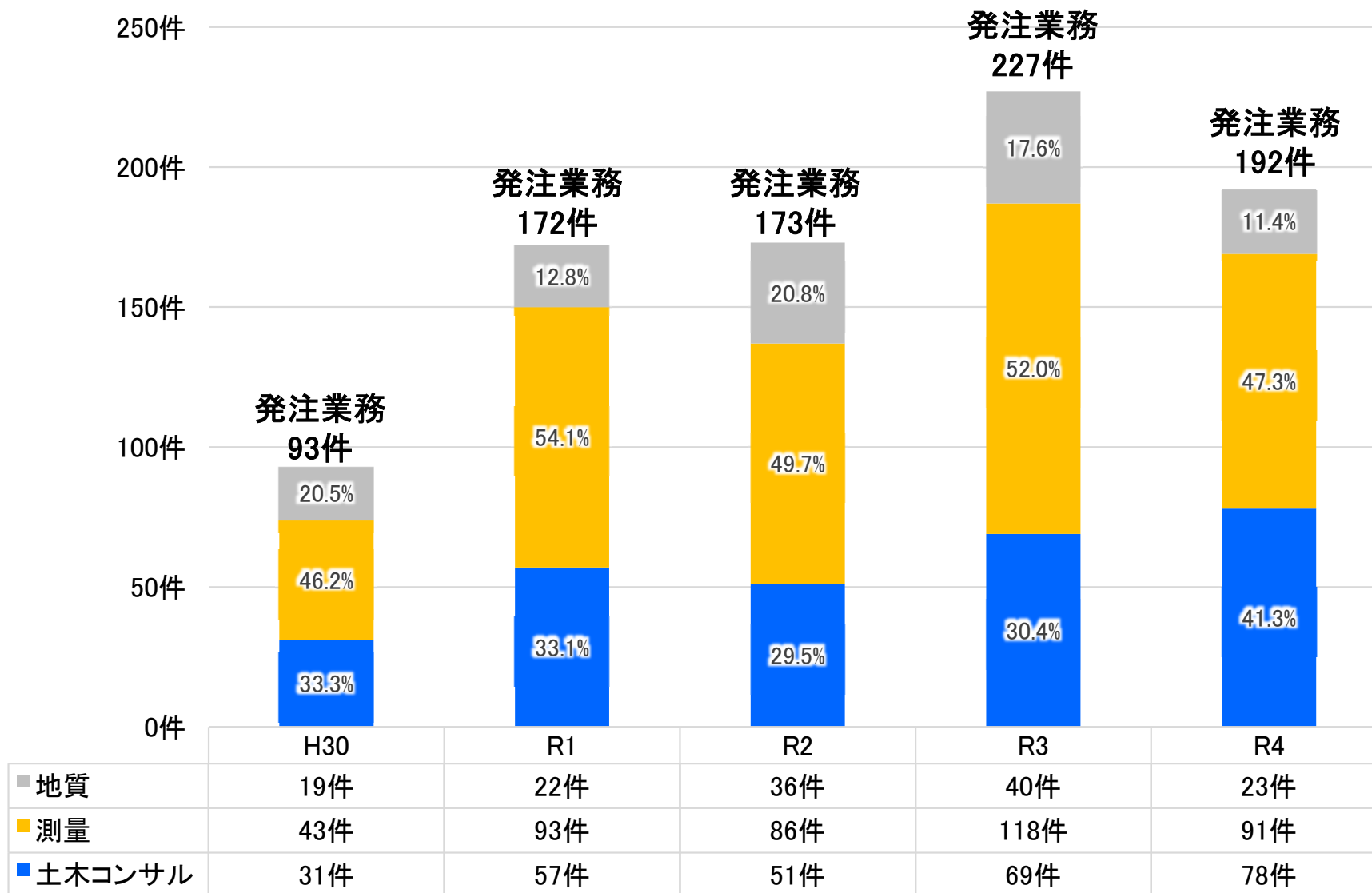
出典：建設コンサルタント企業年金基金「建設コンサルタント企業年金基金資料」

(令和2年3月)

○若手技術者に加点する試行業務の契約別の件数及び割合は、概ね横ばい。

試行業務件数

(単位:件)



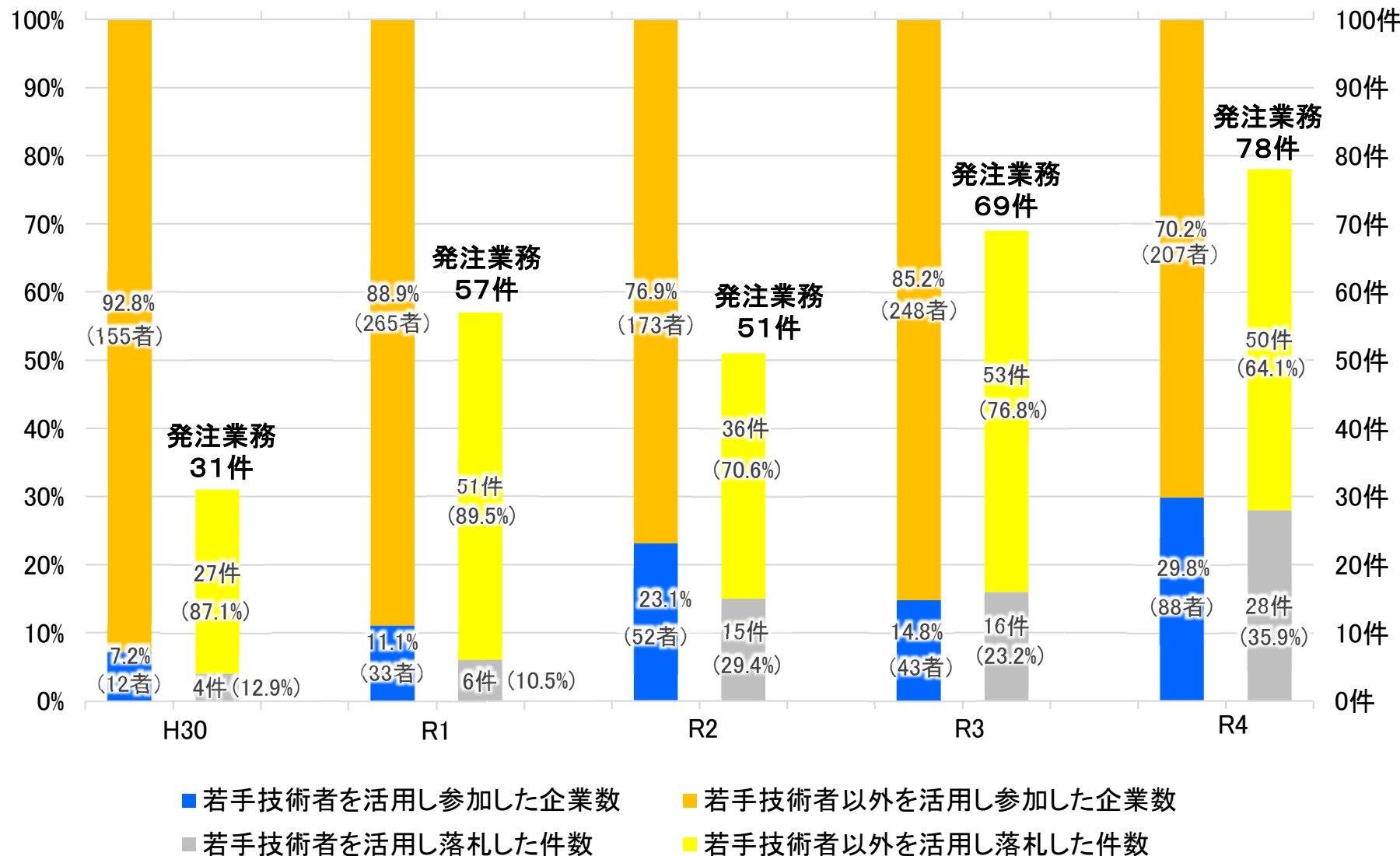
※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を除く。H30~R3年度は3月末時点。R4年度は、12月末時点

○若手技術者を活用し参加した企業数、若手技術者を活用し落札した件数は、増加傾向。

若手技術者を活用し参加した企業数 及び 若手技術者を活用し落札した件数

(単位:パーセンテージ)

(単位:件)



※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を除く。H30~R3年度は3月末時点。R4年度は、12月末時点

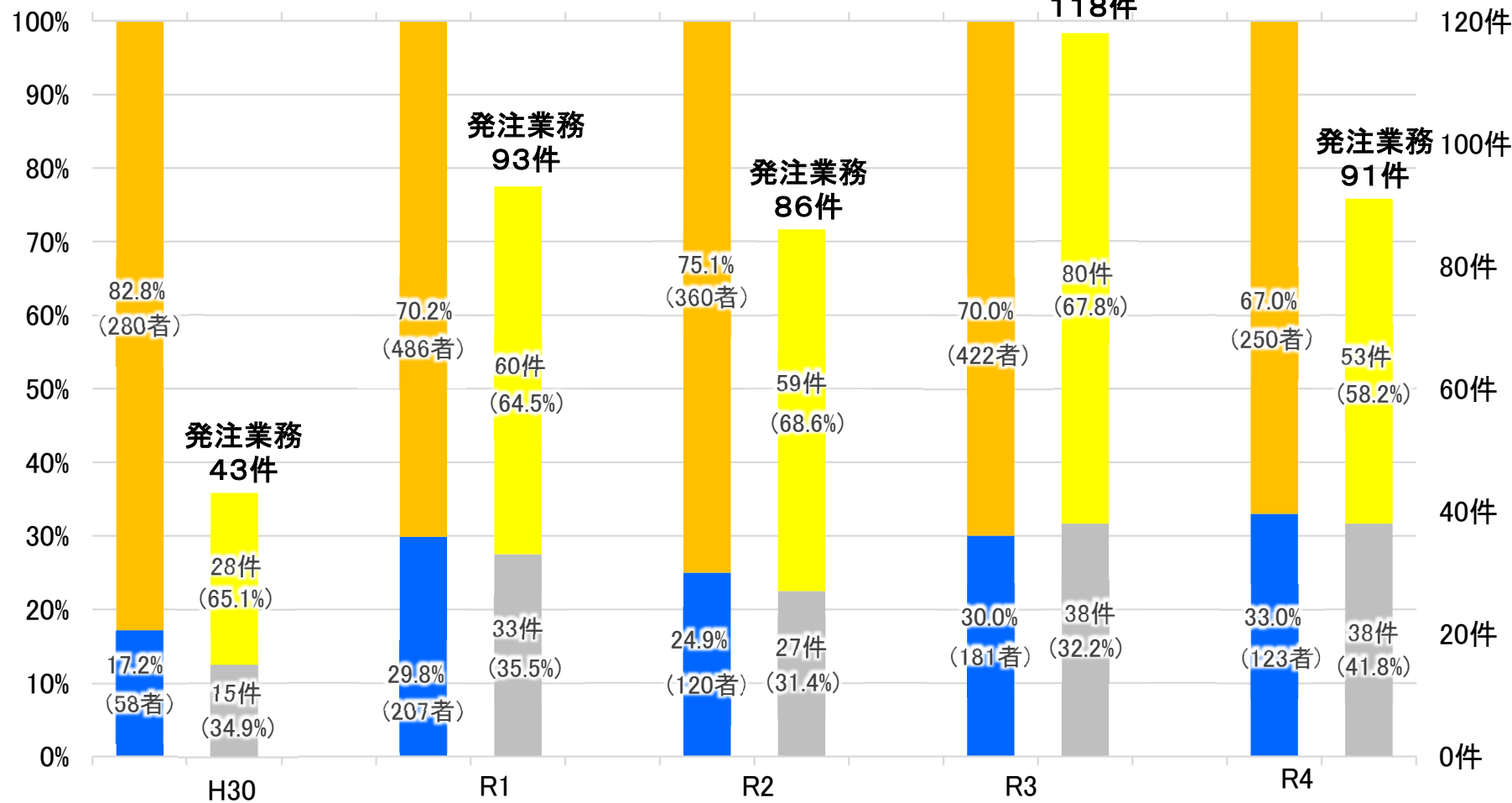
○若手技術者を活用し参加した企業数、若手技術者を活用し落札した件数は、概ね横ばい。

若手技術者を活用し参加した企業数 及び 若手技術者を活用し落札した件数

(単位:パーセンテージ)

発注業務
118件

(単位:件)



- 若手技術者を活用し参加した企業数
- 若手技術者以外を活用し参加した企業数
- 若手技術者を活用し落札した件数
- 若手技術者以外を活用し落札した件数

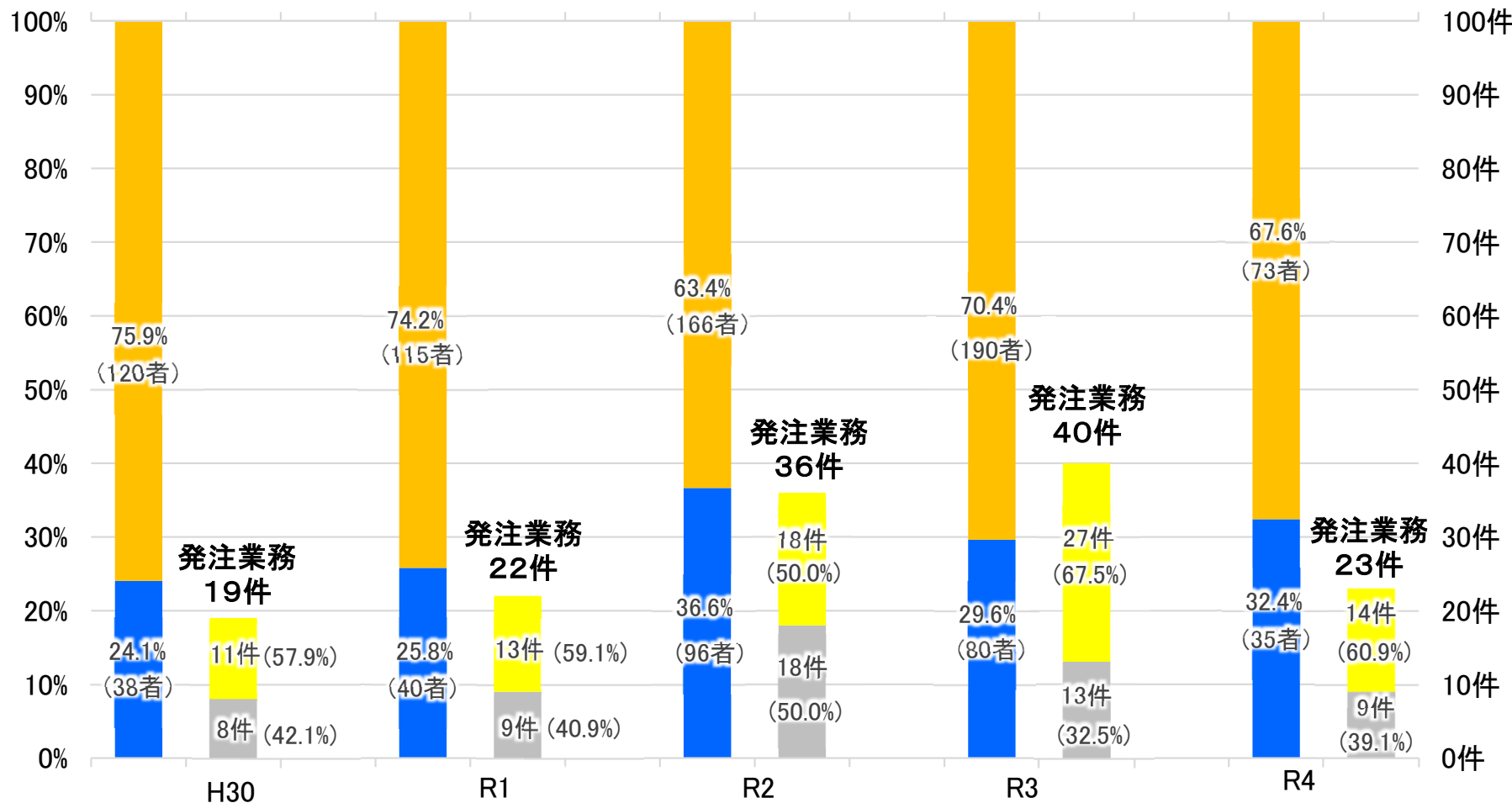
※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を除く。H30~R3年度は3月末時点。R4年度は、12月末時点

○若手技術者を活用し参加した企業数、若手技術者を活用し落札した件数は、R2年度ピーク以外横ばい。

若手技術者を活用し参加した企業数 及び 若手技術者を活用し落札した件数

(単位:パーセンテージ)

(単位:件)

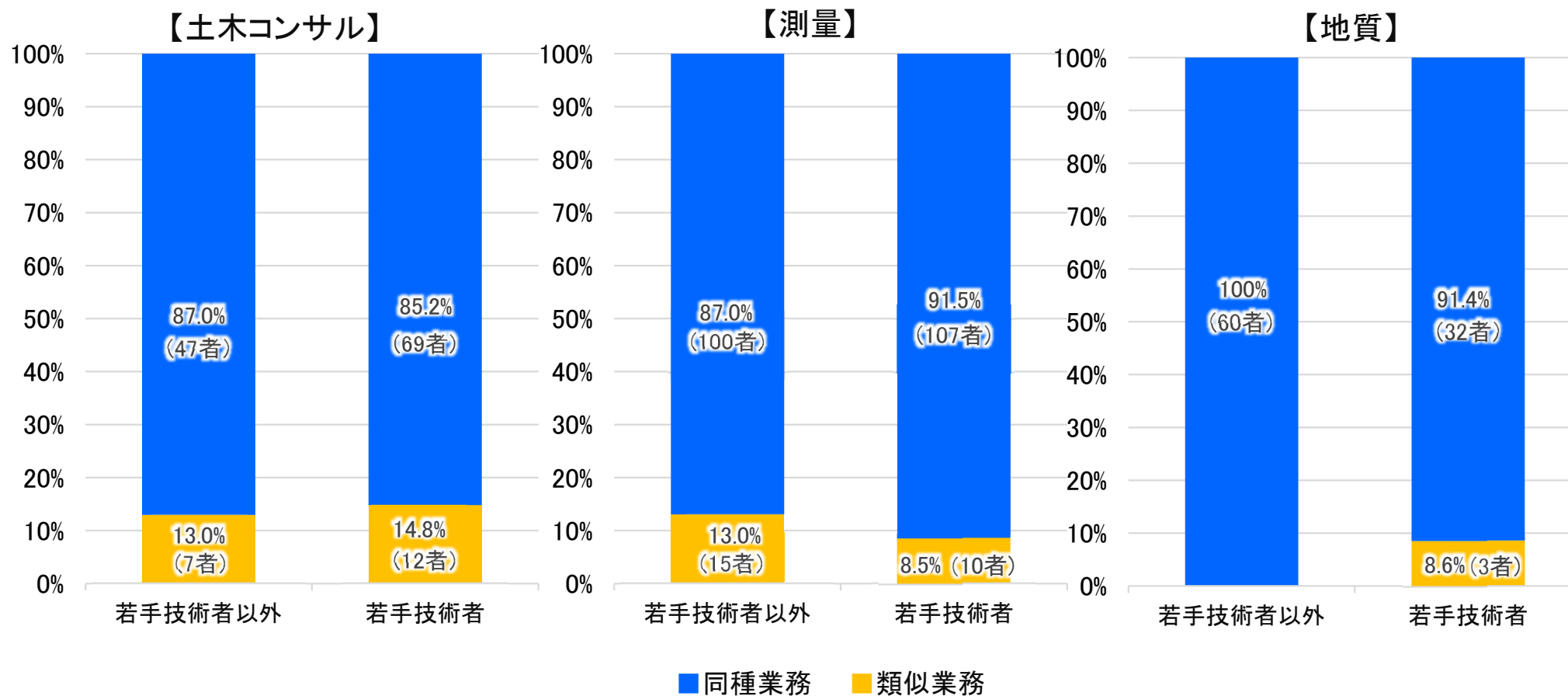


- 若手技術者を活用し参加した企業数
- 若手技術者以外を参加した企業数
- 若手技術者を活用し落札した件数
- 若手技術者以外を落札した件数

※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を除く。H30~R3年度は3月末時点。R4年度は、12月末時点

- 若手技術者の管理技術者の業務経験は、同種業務の実績が8割以上。
- 若手技術者の管理技術者の過去の業務成績評点は、若手技術者以外と比較すると業務実績の件数が少ない。

若手技術者を活用し参加した企業の管理技術者の業務経験

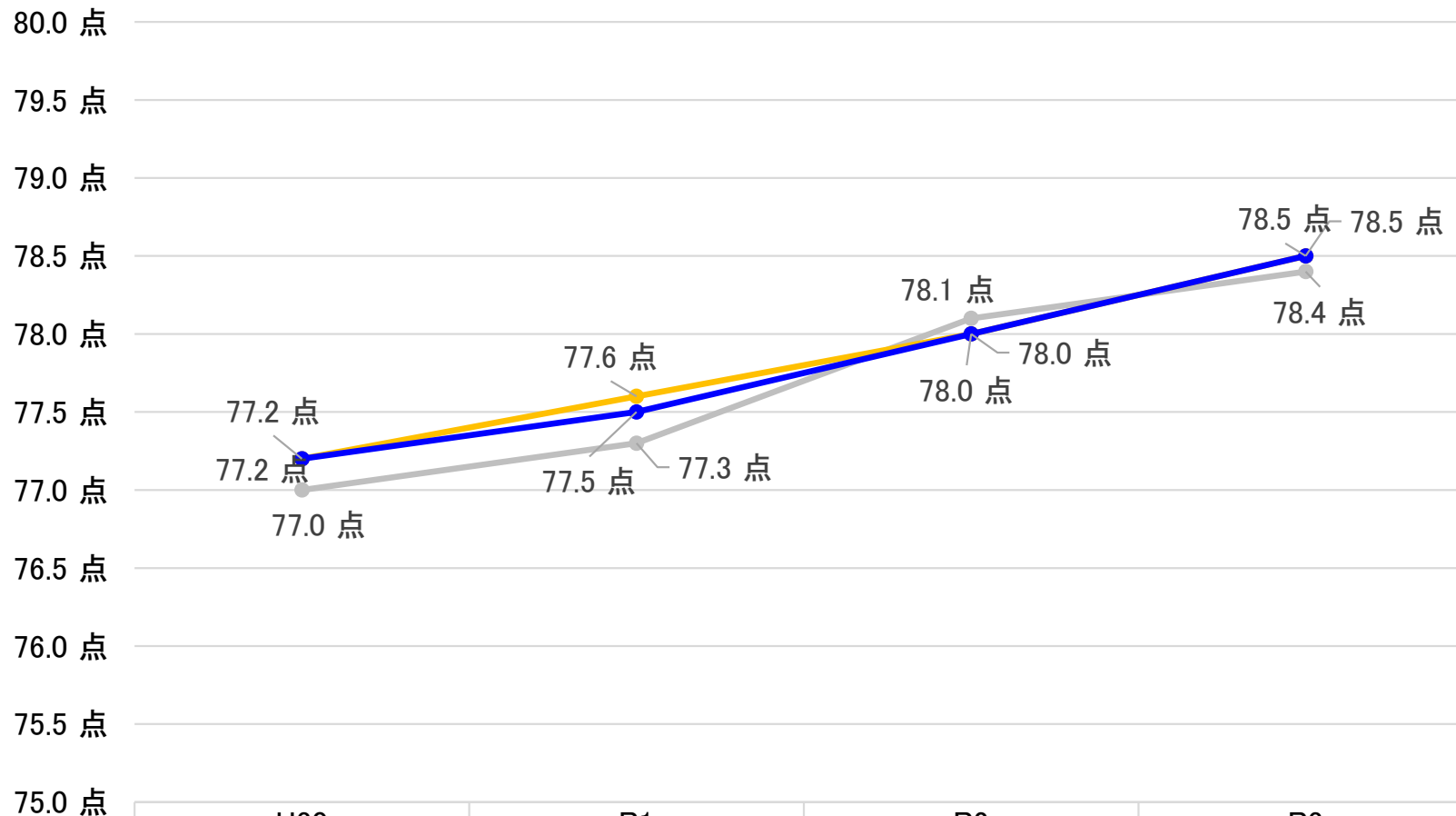


※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を除く。R4年12月末時点

※令和4年度の予定管理技術者に若手技術者を活用した企業を対象。若手技術者以外の件数は、若手技術者を活用した業務に参加している業務を対象。

○若手技術者の試行対象業務のうち、若手技術者と若手技術者以外の業務評定点の差は、ほぼない。
 ○管理技術者に若手技術者を配置した場合でも、企業による支援体制があることで十分な品質を得られると考えられる。

(単位:点)



	H30	R1	R2	R3
● 若手技術者	77.0点 (18件)	77.3点 (44件)	78.1点 (53件)	78.4点 (69件)
● 若手技術者以外	77.2点 (57件)	77.6点 (108件)	78.0点 (111件)	78.5点 (147件)
● 平均	77.2点 (75件)	77.5点 (152件)	78.0点 (164件)	78.5点 (216件)

※H30～R3年度の3月末時点。(業務の完了年度) 3業種(土木コンサル、測量、地質)

<メリット>

【受注者】

- 管理技術者としての経験 及び 担当技術者等への指示等を責任を持ち行い、業務を遂行することで若手技術者の技術力向上へ繋がると考えられる。
- 技術提案の評価が同等であれば、若手技術者に加点する試行のインセンティブが与えられるため、受注機会の増加につながると考えられる。
- 若手技術者に対して、管理技術者及び担当技術者としての経験を積ませることで、企業による育成と魅力的な職場環境の創出を促し、若手技術者のモチベーション向上にも繋がることと、併せて業界の担い手の中長期的な育成・確保が図れるものと考えられる。

【発注者】

- 若手技術者の配置が可能となることにより、経験のある管理技術者が手持ち業務量等の制限で、受注したいが、受注出来ない会社が、若手技術者の配置を検討することが出来、業務の不調・不落対策となることが考えられる。

<受発注者共通の想定される課題>

- 若手技術者を活用すると品質低下の懸念がある
 - ➡ 若手技術者以外の業務評定点との差はほぼない
※引き続き、PDCAにてチェックを行う。

【趣旨】若手技術者の育成・確保

【対象】総合評価落札方式(簡易型)で発注する業務

【概要】管理(主任)技術者の資格・実績評価における「同種・類似業務の実績」の配点割合を低減させ、

技術者に35歳以下の若手を配置した場合に加点評価。(H27.8～)

若手技術者の対象年齢を40歳以下に引き上げて運用を開始(H30.8～)

- ・若手技術者と若手技術者以外の業務経験(同種・類似業務の実績)に差がなく、若手技術者の業務成績評点は、若手技術者以外と比較する業務実績の件数が少ないため、**管理(主任)技術者の「成績・表彰」の配点割合を低減し、「若手技術者の配置」へ割振り**
- ・企業は通常どおりの配点割合

評価項目		指名基準		技術点基準	
		通常	試行	通常	試行
【企業の評価】					
資格・実績		15	15		
成績・表彰		35	35		
小計		50	50		
【管理(主任)技術者の評価】					
資格・実績	技術者資格	4	4	6	6
	CPDの取得状況	1	1	1	1
	同種・類似業務の実績	10(5)	5(3)	13(7)	7(4)
	若手技術者		5		6
小計		15	15	20	20
成績・表彰	業務成績評点	30	30	25	25
	優良業務表彰等	5	5	5	5
小計		35	35	30	30
実施方針・実施フロー・工程計画・その他				50	50
合計		100	100	100	100



		指名基準		技術点基準	
		通常	試行	通常	試行
		15	15		
		35	35		
		50	50		
		4	4	6	6
		1	1	1	1
		10(5)	10(5)	13(7)	13(7)
			7		8
		15	22	20	28
		30	25	25	20
		5	3	5	2
		35	28	30	22
				50	50
		100	100	100	100

()は類似業務の配点

(例: 土木コンサル業務、地質調査業務)

【趣旨】他の総合評価においても、すべての業務で管理技術者のCPD加点評価を実施しているため、発注者支援業務等でも加点評価。

【対象】一般競争入札(総合評価落札方式 簡易型1:1 及び 標準1:2)で発注する業務

【概要】市場化テストも終了し、発注者支援業務等の品質確保の観点から、継続教育を行い技術の研鑽に取り組んでいる管理技術者について継続教育取組実績CPDの取得状況に加点評価。

発注者支援業務 標準型1:2の例

評価項目		業務分野別の評価基準			総合評価 (標準型)
		工事監督支援	積算技術	技術審査	
管理技術者	資格要件	①・技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ※業務内容に造園工事が相当程度含まれると判断する場合 ・一級造園施工管理技士 ①電気通信設備工事の場合 ・技術士(総合技術監理部門-電気電子又は電気電子部門) ・一級電気施工管理技士 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ②・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)	①・技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ※業務内容に造園工事が相当程度含まれると判断する場合 ・一級造園施工管理技士 ①電気通信設備工事の場合 ・技術士(総合技術監理部門-電気電子又は電気電子部門) ・一級電気施工管理技士 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ②・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)	①・技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ②・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)	①5 ⇒ 4 ②3 ⇒ 2
	継続教育取組実績 CPDの取得状況				1
	専門技術力	業務執行技術力	①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。	①5 ②3	
	情報収集力	地域精進度	①事務所等管内における同種又は類似業務の実績がある。 ②事務所等が所在する都県に隣接する都県(整備局管内)における同種又は類似業務の実績がある。 ③整備局管内における同種又は類似業務の実績がある。 ④事務所等が所在する都県に隣接する都県(整備局管外)における同種又は類似業務の実績がある。 ⑤その他(①～④以外)	①5 ②4 ③3 ④2 ⑤0	
担当技術者等の経験	予定担当技術者等の専門技術力	① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 ③ ①、②以外	※複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請された予定担当技術者の上位1名の評価値とする。	①5 ②3 ③0	
実施方針等	業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。			10
	実施体制	下記の場合に優位に評価する。 ・担当技術者(管理技術者は対象外)の人数、代替要員の確保など業務を遂行するうえで体制が確保されている場合。 ・担当技術者の技術力の確保及び向上に向けた取り組みが具体的に示されている場合。 ・業務発注担当部署からの指示事項等の担当技術者への円滑な伝達と共有のための手法、及び担当技術者へのフォロー方法が具体的に示されている場合。 ・業務工程等の変化による業務量の変動に対する業務実施体制が具体的に示されている場合。			20
技術提案	本業務における留意点	的確性	必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法)が網羅されている場合に優位に評価する。		20
		実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。		10

対象業務

	業務名
発注者支援業務等	積算技術業務
	技術審査業務
	工事監督支援業務
	河川巡視業務
	河川許認可審査支援業務
	ダム管理支援業務
その他	堰・排水機場等管理支援業務
	道路許認可審査・適正化指導業務
	用地補償総合技術業務
	調査設計資料作成業務
	用地調査点検等技術業務
	裁決申請等関係資料作成整理等業務及び災害復旧用地関係資料作成整理等業務
	施工体制調査業務

- ・建設系CPD協議会の構成団体
 - ・測量系CPD協議会
 - ・補償コンサルタントCPD協議会
- 各々協議会が発行するCPDの登録証明書等があり、推奨する単位を満たしている場合に評価

(令和4年度試行)

(令和5年度試行)

対象

方式：総合評価落札方式
 技術者：管理技術者
 (登録資格を求める場合)



方式：総合評価落札方式 + **プロポーザル方式**
 技術者：管理技術者 + **担当技術者 ※1**
 (登録資格を求める場合) (登録資格を求める場合)

※1 担当技術者に資格を求める場合

試行の考え方

○ 技術士とRCCM・土木学会認定技術者は、共に、「幅広い技術的な知識を持つ資格」であるため、双方の組合せによる加点は行わないものとする。

○ 国土交通省登録資格をRCCM・土木学会認定技術者とそれ以外に分割し、RCCM・土木学会認定技術者以外の国土交通省登録資格を「専門的な知識をもつ資格」とし、組合せ加点の対象とする。

【組合せ加点の配点】

配点		R5試行
(資格)	(配点順)	(配点順)
① 技術士	1) ①	1) ①+②2
② 国土交通省登録資格(施設分野・業務) 1 (RCCM、土木学会認定技術者) 2 (RCCM、土木学会認定技術者 以外)	2) ②	2) ①
③ 上記以外のもの (国土交通省登録技術者資格を除いて、発注者が指定するもの)	3) ③	3) ②1+②2
		4) ②1または②2
		5) ③

【参考】 組合せ加点の実施例(担当技術者「橋梁点検士」)

R5試行方針(案)【R5.8~】

＜ 令和5年度試行における「担当技術者」配点順 1) の例 ＞

業務： 橋梁点検業務において、技術士+橋梁点検士 橋梁(鋼橋)による加点を実施する業務

方式： 総合評価落札方式

技術者： **担当技術者(技術士+橋梁点検士)**

※橋梁点検業務の橋梁点検士 施設分野(橋梁(鋼橋))業務(点検)とした事例としているが、業務内容に応じ、「資格が対象とする区分」を決定

R4.8 関東地整 運用ガイドライン
(登録資格の対象業務で担当技術者の位置づけがある場合)

(資格)

○ 国土交通省登録技術者資格

担当:(施設分野:橋梁(鋼橋)、業務:点検)

ガイドラインに下記の資格を追加し、配点を見直し

① 技術士

② RCCM、土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級)

R5試行

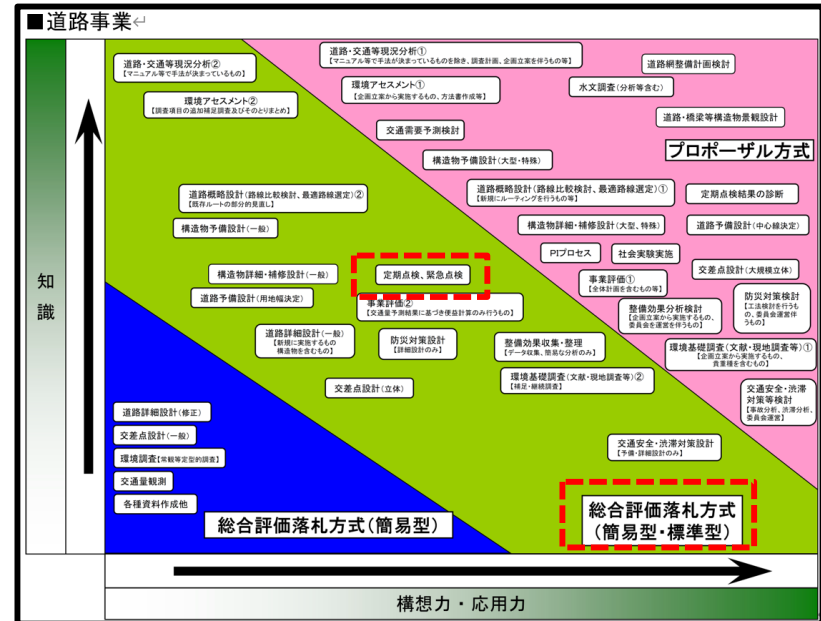
(配点順)

1) ○ + ①

2) ①

3) ○ + ②

4) ○ 又は ②



■ 国土交通省登録資格(本省HP(令和5年2月13日時点)より抜粋)

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿

令和5年2月13日時点

○ここに記載のある資格は、「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程(平成26年国土交通省告示第1107号)」に基づいて、技術者資格登録簿に登録された資格の一覧です。

○この告示に基づく資格登録制度は、公共工事に関する調査(点検及び診断を含む。)及び設計等に関し、品質の確保と技術者の育成及び活用の促進を図ることを目的として創設されたもので、登録申請のあった資格について、上記の告示で定めた必要な知識・技術等に関する要件をすべて満たしていることが申請書類において確認された資格を登録したものです。

○国土交通省としては、この趣旨を踏まえ、登録された資格の積極的な活用を期待しております。なお、今回の登録は、登録されていない資格について活用をただちに妨げる趣旨ではないことも併せてご理解いただき、各発注機関においては、業務の発注要件の設定等にあたり、配慮をお願いいたします。
(参考)建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価方式の運用ガイドライン(令和3年3月一部改正)

登録年月日	登録番号 (品種技術者○号)	資格の名称	資格が対象とする区分			資格付与事業又は事務を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	資格付与事業又は事務を行う事務所の名称及び所在地
			施設分野	業務	知識・技術を求める者		
令和3年2月10日	第64号	橋梁点検士	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	国立大学法人東海国立大学機構 松尾 清一 愛知県名古屋千種区不老町1番	国立大学法人東海国立大学機構 名古屋大学大学院工学研究科土木工学専攻橋梁長寿命化推進室 愛知県名古屋千種区不老町1番

※赤文字箇所：新規登録資格、又は更新登録の年月日